

日印の伝統農村の共済機能 —地域社会における社会的分業の比較史的研究—

東京大学大学院 農学生命科学研究科 講師
一般社団法人 JA共済総合研究所 客員研究員

と い し な な み
戸 石 七 生

アブストラクト

本稿の目的は日本とインドの伝統農村における共済機能を地縁的／職業的共同体という観点から明らかにすることである。通説では、日本以外のアジア諸国では、農村が日本のような自治性を備えていないため、強固な受け皿のない農村協同組合運動は低調であるとされてきた。しかし、インドの伝統農村は納税の^{むらうけ}村請を行い、「60人の農民と12人のバルテー職人」からなる地縁共同体であり、高い自治性と社会保障機能を備えた自治村落であった。だが、村落内部では高度な社会的分業が行われていたため、地縁的共同体としての機能はカースト間の対立により弱体化し、それが農村協同組合運動の障害になることもあった。日本の伝統農村も同様に納税の村請を行っており、社会保障機能を備えていたが、村の構造には中世と近世で大きな変化が見られた。兼業化の進展と武士の城下町集住、仏僧と賤民の日常的な社会生活からの疎外により、近世以降の日本農村は農民の「地縁的・職業的身分共同体」となり村落結合は二重の意味で強化された。近代に入って両国では村請制が廃止され、伝統農村の役割はインフォーマルなものとなったが、1870年代の金融ショックに際し、農村は農家の経営破綻防止に大きな役割を果たし、やがて成立した組合法の受け皿となった。

(キーワード) 農村協同組合運動 伝統農村の社会保障機能 地縁的・職業的身分共同体

目次

- | | |
|--|--|
| <p>1. はじめに
—アジアの農村協同組合運動の特徴—</p> <p>2. インド伝統農村の共済機能
—伝統的地域社会の社会的分業の観点から—</p> | <p>3. 日本の伝統農村の共済機能
—インド史から見た日本の地域社会と自治村落論へのインプリケーション—</p> <p>4. おわりに
—インドの農村協同組合運動における課題と展望—</p> |
|--|--|

1. はじめに

—アジアの農村協同組合運動の特徴—

本稿の目的は、地縁的／職業的共同体という観点から、日印における伝統農村の共済機能を明らかにすることである。日本の伝統社会は多くの先行研究にあるように、まず身分制社会であり、身分はそれぞれ集団を形成していた。農村も例外ではなかった。日本近世の身分集団のあり方を、朝尾直弘は「地縁的・職業的身分共同体」と呼んでいる¹。本稿では伝統農村の構造を地縁的結合及び職業的結合の両側面から分析し、農村構造が両国の伝統農村社会における共済機能にどのような影響を及ぼしているのかを解明したい。

現在、農協は厳しい批判にさらされている。その焦点の一つが、60年代の専門農協論に端を発する²総合農協批判である。共済事業をも一部門とする日本の農協のサービスは多様性で有名であるが、現在、ヨーロッパの農協がほとんど専門農協であることから、日本の総合農協は時代遅れと批判されている。だが、日本の農協の歩みを見てみると、1900年の産業組合法成立の時点では、そもそも総合農協という概念がなく、自由化による国際競争にさらされた結果、淘汰されたのは総合農協ではなく専門農協であったことが分かる³。

農協研究者太田原高昭は総合農協批判を「素朴な発展段階論」と退ける一方で⁴、日本の総合農協が世界的には偉大な成功事例として評価されていることを強調している。国際協同組合同盟（ICA）の第27回大会（1980年）でレイドロウ会長は、基調講演「西暦2000年の協同組合」において、広範な事業を

手掛ける日本の総合農協を高く評価し、日本の総合農協が国際社会に注目される契機を作った。レイドロウは言う⁵。

「典型的な日本の状況の中で総合農協が何をし、どんなサービスを提供しているかを考えてみたい。それは生産資材の供給、農産物の販売をしている。貯蓄信用組織であり、保険の取り扱い店であり、生活物資の供給センターでもある。さらに医療サービスや、ある地域では病院での診療や治療も提供している。農民に対しては営農指導もし、文化活動のためのコミュニティ・センターも運営している。要するにこの種の協同組合はできるだけ広範な経済的・社会的サービスを提供している。総合協同組合がなければ、農民の生活や地域社会全体は全く異なったものとなるう」

また、ジョンストン・バーチャルは協同組合運動の国際テキストとも言える『国際協同組合運動』（1997）で日本の総合農協を「アジア環太平洋地域における最大のサクセスストーリー」と礼賛している⁶。バーチャルが日本総合農協の成功要因として挙げているのが「政府の援助」の他、「シンパシーの文化」である。その具体例として、バーチャルは「集落的結束の伝統」を挙げている。

太田原はさらに、日本の総合農協について農村社会学の観点から非常に興味深い言及をしている。とかく特殊日本的とされる総合農協であるが、ユーラシア大陸を広く見てみると、総合農協が専門農協を圧倒しているのは日本だけではなく、アジア諸国も同様であるというのだ⁷。

タイでは戦前のイギリスの影響を受けた専

門農協が普及しなかったのに対し、1968年に農協法を改正して郡単位の総合農協に改めることで組織率が大きく伸びた。類似の事例として、太田原は韓国及び台湾の農協と、厳密に言えば農協ではないが、中国の農民專業合作社を挙げている。

日本と同じく穀物栽培中心の農業が行われてきたアジア諸国の中で、すでに農村協同組合が大きな成功を収めており、これから総合農協が大きな成長を遂げるのではないかと特に期待できるのは、2011年時点で約12億の人口を抱え、そのうちの7割が農村に住む農業大国インドである。

現在のところインドの農協は専門農協が大部分であり、その中で農業信用協同組合は高い組織率を誇っている⁸。1997年時点で全国の村の99.5%、全農家の67%が農業信用協同組合によってカバーされている。読者の中には村単位と農家単位の組織率の違いに当惑を覚える方も多いただろう。これは後述のように、農村に中近世から非農業部門従事者が多く居住していることに起因すると考えられる。また、農業信用協同組合は農業投資にとどまらない多目的な事業を展開している。また、草野拓司は、マハーラーシュトラ州の農村地帯のソラプール県のアクルージ信用協同組合を取り上げ、組合員の大半がモヒテ製糖協同組合のメンバーであり、同組合に甘蔗を出荷していることを指摘している⁹。さらに、アクルージ信用協同組合はモヒテ製糖協同組合と提携し、返済率の向上と貧困削減の取り組みに成功している¹⁰。草野の指摘は、二つの意味で重要である。まず、インドでは政府も農民も信用協同組合に共済的役割を期待し

ているが、信用協同組合はインフォーマル金融との競合に勝てず、農民の期待に応えられていないこと¹¹。次に、農業信用協同組合が領域を同じくする他業種の組合と提携している場合に限って、機能するようになったこと¹²。つまり、インドでは専門農協が総合農協化する動きが高まっていると考えられる¹³。

ただし、太田原はアジアの途上国における農村集落のあり方は日本に比べてより流動的であり、「タイトな共同体的結合関係」がみられないことが総合農協の定着を妨げているとする。だが、歴史的にはインドの農村は日本と数々の共通点があり、動乱の時代に非常に強い村落結合をもって対応し、ある意味日本の村落より強い結束により数々の試練を乗り越えてきた。

バーチャルに先駆けること20年以上、農村協同組合運動の成功の原因が「タイトな共同体的結合関係」であると主張し続けていたのが、農業経済学者齋藤仁である。その主張は自治村落論とよばれ、農業史・農村社会学・開発経済学をはじめとする農業経済学の各分野に大きな影響を与えた。自治村落論の骨子を端的に紹介すれば、自治能力を備えた村落が政策の実行主体として農協の発展を担ってきたというものである。齋藤は日本の村落は「小国家(傍点筆者)というべき」ものであり、「生産と生活の共同関係をもった社会というものだけではなく、公権力をもった、その意味で一定の上部構造をそなえた社会」であるとする¹⁴。

「小国家」という形容詞は、とあるインド伝統村落についての著名な記述を筆者に想起させる。チャールズ・メトカフの「覚書」

(1830年)¹⁵である(傍点、下線筆者)。

「村落共同体は小さな共和国であり、①その欲するもののほとんどすべてを自らの内にもち、外部との関係からはほとんど独立している。他のあらゆるものが滅びていくところで、それは生きつづけていくように見える。次々と王朝が倒れていき、革命に革命がつづく。②ヒンドゥー、パターン、ムガル、マラーター、シク、イギリスは順番に(インドの)主人となった。しかし、村落共同体はおなじままである。…(中略)…③動乱のときには、それは武装し、(壁で囲まれた)村にたてこもる。敵の軍勢が通りすぎるときには、村落共同体は牛を村の囲壁のなかに集めて、敵を挑発しないでやり過す。もし④略奪と破壊とが自分自身に向けられ、その力が抗しがたいほど強いときには、彼らは遠くの友好的な村落に逃げていく。しかし嵐がすぎ去れば、彼らはもどってきて、彼らの仕事を再びはじめる。もし、その地方が数年にわたって、連続的な略奪と虐殺の舞台となって、村に住むことができないうちにも、四散した村人たちは、平穏に所有してられる時がきたらばいつでも村にもどってくる。…(中略)…その間に一世代がすぎるかも知れない。しかし、その次の世代が帰ってくる。息子が父親のあとを継ぐ。村が無くなったときに追出された人人の子孫によって、同じ場所に村がつくられ、昔と同じ場所にそれぞれの家が建てられ、同じ土地が耕作される。…(中略)…この村落共同体という共同組織(ユニオン)は一つ一つがそれぞれで別々の小国家をなしているが、⑤この村落共同体こそ、イ

ンドの人々がこうやってきたあらゆる革命と動乱のなかで、人々(の生活と生命)を維持していきうえで、他の何よりも大きな貢献をしてきたし、彼らの幸福のため、そして自由と独立とを享受するために大いに資することがあったと私は信じている」

いささか長い引用であるが、メトカフの主張を要約すると次のようになる。①村落共同体はその構成員に多種多様な生活に必要なサービスを提供していた。②政権が交代しても村落共同体という組織が崩壊することはなかった。③非常事態には村は武装し、城砦に避難した。④軍隊の侵略によって村が破壊され、身の安全のために逃亡せざるを得なくなっても、生活や営農が可能である程度に事態が落ち着けば村人は村に戻ってくる。⑤村は動乱の時代においてインド人の社会保障上最も重要な組織であり、インド人が幸福な生活を送るために大きな役割を果たしていた。

①の村落共同体の提供するサービスの幅広さ、というのはまさにレイドロウの基調講演を彷彿とさせる。④外生的ショックによって打撃を受けた農業と生活の再建、⑤社会保障は、村の持つ共済機能がもっとも端的に現れる局面であるが、開発経済学分野で危機への対応は最も重要視される部分である。⑤は共済の理念そのものである。

ただし、インドは人口約12億を数える大国である。地域差も大きい。例えば、今日のバングラデシュを含む広義のベンガル地方を参照して、「共同体的組織や自治意識はほとんどなく、インドにおける村落共同体はメトカフのような植民地官僚によって作られたイ

メージであるとする研究者もいる¹⁶。実際、イギリス官僚のメトカフはマッケンジーと共に19世紀前半に納税の村請制（マハールワリー制）を北インドで導入したが、20世紀を待たずして北インドにおける村請制は崩壊した¹⁷。だが、以下本稿で紹介するような研究が示す西インドの事例については、村請の実行主体である共同体組織や自治意識なしに理解するのは非常に困難である。本稿においては原則として、煩雑さを避けるために日本と比較する対象はインド最大の都市ムンバイ（旧ボンベイ）を中心とする西インドに限定することとする。

メトカフのインド村落評、さらにはレイドローやバーチャルの日本総合農協評と重なるところが多いのが、先程紹介した農業経済学者齋藤の1989年時点の農村協同組合評である¹⁸。

「（農協は）ほぼ100%に達しようとする異常ともいふべき農民組織率、信用・販売・購買・共済・経営指導・保健・文化等々農民の生産と生活の極めて広い部面をおおう事業のひろがりとその事業における高い農民掌握率、市町村段階、都道府県段階・全国中央段階という整然たる系統組織また圧力団体としての政治力、およそこういった組織と事業の両面における特徴によって、まさに世界に冠たる協同組合組織とよばれるにふさわしいものになっている。今や農民の生産も生活も、また農業行政も農協をぬきにしてはほとんど体をなさない状況にあるとあってよい」、「農民にかかわり農業にかかわる経済の機構として農協に代わるべきものを考えることははなはだしく無理であろう。農協は様々の問題を

抱えながらも、今日それほどの力を持っているのである」、「ところで、このような農協の力量（傍点は筆者）は今にわかに蓄えられたのではない。それは、この第二次世界大戦後というわけでもなく、実は一九三〇年代、すなわち今日の農協が、その明治期以来の名称である産業組合の名称でよばれていたところに、すでにして明確になっていたのである。今日の農協の原型は、三〇年代に確実に出来上がったということである」

齋藤は戦前から戦後にかけての長いスパンで日本の農業問題の研究を進めたが、特に力を入れたのは20世紀前半の農業組合運動の進展過程についてであった。同時期に農業組合運動が進展したのがインド、特に西インドである。よって、本稿は今日の農協の原型が出来上がった1930年代の日本と西インドにおいて、農協の組織基盤となった村落がいかなる「力量」を備えていたのか、また、その「力量」は何に基づいていたのかを、先行研究のレビューを通じ、村の地縁的／職業的な結合力の側面から明らかにしたい。その作業を通じて、日印における伝統農村が備えていた共済機能も明確になるであろう。

2. インド伝統農村の共済機能 —伝統的地域社会の社会的分業の観点から—

1) インドの地域社会の構造

中近世以降の西インドでは、数十の村から形成される「パルガナ」や「ゴート」と呼ばれる広域的な地域単位があった。「パルガナ」や「ゴート」は日本語では郡や郷と訳されることが多いが、本稿では以下「郷」と呼ぶこ

ととする。郷のトップには戦士身分であるマラーター・カースト出身の郷主（デーシュムク）¹⁹がおり、領主が交代する度に郷主以下の地域社会における従来の権益を安堵する安堵状（アバヤ・パトラ）が、郷主に発行された。ムガル帝国とマラーター王国の境界の郷では特にそのような必要性が高かった。要するに、西インドでは国家権力と地域社会は村ではなく、郷のレベルで分断されていた。郷主には常にバラモン・カースト出身の郷書記（デーシュパンデ）が仕えていた。バラモン・カーストは知識人の集団であり、現地語であるマラーティ語の他、インドの古典語サンスクリット語、支配者の言語であるペルシア語やアラビア語に通じていた。つまりマラーター・カーストが政治的権力を掌握していたのに対し、事務能力をもって実際の行政を担っていたのはバラモン・カースト出身者であった²⁰。

2) インドの地域社会における社会的分業

視線を村に転じると、村には村長（パテール）と村書記（クルカルニー）がおり、村政を司っていた。郷主と郷書記と同じく、それぞれマラーター・カーストとバラモン・カースト出身であった²¹。役割分担も同様である。だが、インドの農村を何よりも特徴づけていたのが、「60人の農民と12種類のバルテーター職人」という有名な慣用句に表される農村構造である²²。

バルテーター職人とは村のあらゆる村民がヒンドゥー教徒として「健康で文化的な最低限度の生活」を送れるようなサービスを村民に無料で提供する非農業部門の職人のことであ

る。彼らの報酬は農民の生産する穀物であり、それはバルテーターと呼ばれた。つまり、インドの農村は穀物生産者の同業者組合であり、かつ穀物生産者の再生産のための各種サービスを整備した小国家のようなものであった。1家族が5人程度だとすると、「60人の農民と12種類のバルテーター職人」はその家族及び村長・村書記含め、中近世西インドの平均的な農村は370人程度の人口規模であり、農業部門と非農業部門の割合はそれぞれ80%、20%となる。370人というのは佐藤常雄が近世日本の平均的な村落の人口規模とした400人とおおよそ同じ規模である²³。

バルテーター職人には、地域によって差があるが、多くの場合後述の職業が含まれていた²⁴。バルテーター職人は、手工業者（大工、鍛冶工、陶工、金工）、下級警吏・皮革工（マハール・マニング・チャーンバル）、宗教関係（占星術師、ヒンドゥー堂守り、イスラム教師）、その他（床屋、洗濯人）の四つに分類できる。原則的に、村人は彼らからサービスを受けてもその都度報酬を払わなかった²⁵。先述のように彼らは農民から年俵を受け取っていたからである。つまり、彼らを雇っていたのは決して個々の農民ではなく、村であった。村人が健康で文化的な最低限度の生活を送れるように保障していたのは村だったのである。筆者が西インドの農村を日本の総合農協よりも総合農協らしいと考える理由もここにある。鍛冶屋は農機具の供給と修理を、バラモン出身の占星術師は農事暦作りと村民の精神的なケアを、不可触民である皮革工は皮革製品の供給と役畜の死体処理、金細工師は両替サービスを行った。村落共同体は「その欲するも

ののほとんどすべてを自らの内に」持つというメトカフの言葉を裏打ちしていたのはこのような事実であった。個々の村が孤立しがちな動乱の時代において、村がこのように総合農協的機能を備えていたのは合理的だったと言える。

とはいえ、村の人口規模は大きくなかったので、バルテー職人のサービス需要には質量共に大きな変動があった。そして、たとえ職人の労働の機会が村祭りの時のみであったとしても、村は一年分の労働報酬を支払わざるを得なかった。なぜなら、多くの職業には決まったカースト出身の人間しか就職できなかったからである。要するにカーストは日本で誤解されているような「階級」ではなく、むしろその実態は同業者組合に近かった。こうしたカースト集団は同業者組合というだけでなく、内婚・共食集団でもあった²⁶。各種職業が必要とする技能を訓練するにしてもカーストで行うのがもっとも合理的であったからである。また、農民（クンビー）・カーストを除くありとあらゆるカースト出身者にとっては、人口規模の問題から同じ村の中に同じカーストの結婚相手を探すのは至難の技であった。よって、彼らは村を超えたネットワークを形成する必要があった。カースト集団ネットワークは寄合（パンチャーヤト）を持ち、同一カースト内の紛争解決を行った²⁷。非農業部門のカースト集団は、ほとんどの場合郷を領域としていた。郷が違えば同じカーストでも別の集団であり、互いに争うこともあった²⁸。つまり、非農業部門のカースト集団にとっては、郷が技能編成上でも生物学上でも次世代再生産のための単位であった。村にと

っても安定的に農民に「健康で文化的な最低限度の生活」のためのサービスを提供する上で、郷という単位は重要であった。

このように特定のサービスを提供する代わりに、特定の報酬を得る権利はある種のレントと化し、ワタンと呼ばれた²⁹。職人だけではなく、上は郷主・郷書記から下は農民まで、ありとあらゆる職務と得分のセットがワタン化していた。こうした郷の全てのワタンを一括保証したのが、先に述べた「安堵状」であった。

ワタンの所持者はワタンダールと呼ばれ、そのワタンに対する権利は強力であった。ワタンダールはワタンを売ることもできれば、子孫に伝えることもできた。中近世の西インドでは村請が一般的であったので、定額を納税できない村長はワタンを本家格と分家格に分割して売却し、税の支払いに充てることもよくあった。希少価値のあるワタンはよく紛争の種になった。なぜなら、ワタンダールのワタンの処分権は、村の任命権と対抗していたからである。ワタンダールであるバルテー職人が村を不在にする等、何らかの理由で村人にサービスを提供しなくなると、「よそ者（ウパリー）」と呼ばれる同業者が村に住んでいるか、もしくは村に定住してサービスを行う意志がある場合は、村は彼らにワタンを与えた。職人だけではなく、農民についてもワタンダールとウパリーの間に同様の関係が成立していた。よって、しばしば元ワタンダールと現ワタンダール、そしてウパリーをワタンダールに昇格させた村との間で紛争が起きた³⁰。もちろん、村内で両者が合意に達すれば問題はないが、多くの場合村も被告や原告

であったので、紛争解決を郷主や郷の集会³¹の裁定に委ねざるを得なかった。このように、紛争解決においても郷は大きな役割を果たした。

農民ワタンには、穀物生産のための生産手段が付随していた。土地である。マラーター王国では17～8世紀にわたって検地が行われた³²が、検地帳によると、農民は1家族で数ヘクタール、時には30～50ヘクタールに及ぶ土地を耕作していることになっている³³。西インドの高原部では雨季を除いて非常に乾燥しているため、灌漑可能な土地は少なかった。農作物の約8割はキビとモロコシの雑穀が占めていた³⁴。よって、実際に耕作されていたのは農民家族の占有地のごく一部分の土地であり、耕作地はその時々によって移動した。つまり、西インドでは耕作者のない土地はほとんど価値を持たなかったと言える。ワタンダール農民の死亡や他村への移動によって屋敷地と耕地が放棄されることはよくあった。そうした土地は消滅家族地（ガト・クル）と呼ばれ、多くの場合ウパリー農民がワタンダールに昇格することで手に入れた³⁵。

メトカフの「覚書」の「略奪と破壊とが自分自身に向けられ、その力が抗しがたいほど強いときには、彼らは遠くの友好的な村落に逃げていく。しかし嵐がすぎ去れば、彼らももどってきて、彼らの仕事を再びはじめる」という記述に相当する事例は、小谷汪之『インドの中世社会』にいくつも見ることができる。その中の興味深い事例をいくつか紹介する³⁶。

事例1

「ケード・ボドゥルグ村の村長はシルワル

郡の郡役所に次のように願い出た。ムガル軍が来て、農民の穀物や乾草や品物や牛をもっていってしまった。またムガル軍が来るといふ噂が立ち、農民たちはその恐怖により四散（パラガンダー）してしまった。それで、政府から税を減免するという「保証書」が出されるならば、私は四散した農民を一人、二人と集めて、再び耕作するようにさせる、と」

この事例では、ムガル軍の略奪に耐え兼ねた農民が逃亡してしまい、その農民を呼び戻すために村長が減税を願い出ている。とはいえ、村長が何の見込みもなくこのようなことを政府に対して申し出たとは考えにくい。おそらく、村長は農民の逃亡先を知っており、減税を勝ち取ったのちは戻るという約束を彼らから取り付けていたのだろう。さらに、村は軍隊に対して全く無力ではなかった。村はもっとしたたかだった。

事例2

「ジュンナル州パールネール村では、ムガル軍が来て、村を焼き村民を捕らえて、二五〇〇ルピーの身代金を要求したので、村長が自分の村長職ワタンの半分を売却して、その支払いにあてた」

事例3

「サンガムネール郡カークジェー村の村長は、次のように政府に願い出た（一七五〇～五一年）。『当村では、ムガル軍の乱暴狼藉のため、耕作ができません。そこで、私の村長職ワタンの半分を政府の方で取って、（その金で護衛の兵士を置き）耕作ができるよう

にして下さい。』政府の方では、この願い出をききとどけてこの村の村長職ワタンの半分を受け取り、それを「親衛騎兵隊」(フズール・パーガー)にあずけて、この村の警固にあたらせた」

事例2で西インドの農民は命の危険に晒されていたことが分かるが、事例3では村長がワタン売却という手段で多額の資金を都合し、それで軍隊を雇い、村を防衛させている。村長ワタンの半分の売却というのは、村長職に付随する役得の半分を受け取る権利を、金銭と引き換えに譲渡するということである。とはいえ、村長職に付随する役得の大部分は、その村で生産された農作物に他ならないから、実質的には農民が村の防衛費を負担していることになる。

戦争時だけではなく、不作・凶作の時にも西インドの農民は村を離れることが多かったようである。むしろ、日本の読者には戦争による離村より、下記のような事例の方がより身近に感じられるかもしれない。

事例4

「ネワースー郡では、一七九三―九四年、凶作となり、農民たちは四散して、村に残された牛なども死んでしまった。そこで、この郡の五―一〇の村の村長たちがブネー市にやって来て、税の減免の「保証書」(カウル)と「耕作奨励金」(タガーイー)を与えてくれば、他郷に去った農民たちを連れて帰り、耕作させると申し出た」

この事例では、村長が離村した農民たちが

より有利な条件で、安心して農業経営を続けられるよう、政府と交渉している。Uターン就職者に対しての補助金、減税は担い手確保を図る日本の自治体にとっても身近な話であろう。

このように、インドの村は個々の農業経営の頑健性を高めるべくあらゆる危機について、村長の私的財産の切り崩しから政府との交渉まであらゆる手段を使って対応しており、メトカフが覚書で述べた通り、村はインド人にとって最大の社会保障装置であった。

非常事態は悪いことばかりではなかった。ウパリーにとってワタンダールに昇格する機会でもあった。深沢宏によると、軍隊の侵略時にワタンダール農民や村長、村書記までが逃亡しても、ウパリーが村に残り、農作業を続けることはあった³⁷。また、日本の逃散も全く同様であるが、村長・村書記やワタンダール農民が逃亡するのは税の納入を拒否することによる条件闘争の手段でもあった。よって、納税に関係のないウパリーは身の危険があっても村に取り残されることもあった。先程紹介した事例にあったように、逃亡したワタンダール農民が戻ってくるとは限らなかったから、その時は現に村に在住するウパリーは格好の新ワタンダール候補であった。また、村に居住し続けて農作業を続けることで、ウパリーにもある種のワタンに対する権利が生じた。ウパリーとワタンダールの関係からも分かるように、決して西インドの農村は閉鎖的なだけの社会ではなかった。人々は入れ替わり立ち替わり同一のワタンの所有者となった。

これは、中近世西インドの地域社会はワタ

ンを媒介として、各村に人的資源を配分していたことを意味している。人的資源の供給源は言うまでもなく、カースト集団であった。結局、ワタン制は人の移動を前提としたシステムであり——日本の百姓株式制度にも全く同じことが言えるが——欠員のような危機に対処しながらも村が安定的に「村人にヒンドゥー教徒としての健康で文化的な最低限度の生活」を提供するためのシステムとして機能していたのである。

齋藤は、東南アジアを村落結合に欠けた社会とし、日本の陰画として把握する一方、インドについては社会の構造について深く踏み込むことなく、カースト制度という「特殊」な制度を持つ「特殊」な社会の一つであるため比較の対象にすらならない特殊事例、と切り捨てて終わってしまっているように見える³⁸。より若い他の自治村落論者にとっては、インドは比較の対象として視界にすら入っていないようである。封建制を経験したのは西欧と日本だけだったという説に固執するせいであろうか。「自治村落」のあるインドこそ、自治村落論の枠組みが東アジアや東南アジアだけではなく、南アジアにも通用することを証明する絶好の事例にもかかわらず、残念なことである。

3) 近世近代移行期のインドにおける金融シヨックと伝統農村の共済機能

こうしたワタン体制を破壊したのがイギリスの植民地支配であり、ライヤットワーリー制とよばれる課税制度であった。ライヤットワーリー制は村ではなく、個別農民に排他的私的土地所有権を設定し、課税した。農民は

納税のために借金をし、返済不能になった場合は債務者に土地を渡すことを強いられた³⁹。ワタン体制による土地と農民の結びつきは失われ、ワタン体制に基づくサービスの需給関係も個人対個人の関係へと変化した。「ヒンドゥー教徒としての健康で文化的な最低限度の生活」を保障するという村の共済機能はイギリスによってワタン体制と共に破壊されたのである。

ワタン体制は崩壊したが、伝統社会における絆が全く失われた訳ではなかった。内婚・共食集団としてのカーストは再編され、結びつきは弛緩してはいるが、現在も存続しているのは読者もご存知の通りである。さらに、植民地期と同様非農業部門のサービスを提供する職業が特定の家族を得意先とする関係があり、それは代々続いていた⁴⁰。さらに、村で下級警吏の役割を果たしていた不可触民のワタンは、1959年に「下級村落ワタン法」が廃止されるまで続いた⁴¹。

何とんでも近代の西インドの村の絆を最もよく表しているのは、1875年のデカン高原を中心としたデカン農民反乱である。1875年の5月から9月にかけて、デカン地方の農民らはプーナ県、アフマドナガル県、サターラ県に属する合計34村で村に住む金貸しを威嚇し、借金証文等を取り上げて破棄しようとし、応じないものについては暴力をふるって言うことを聞かせようとした。また、暴動が起きなかった村でも少なくとも60の村が一触即発の危機に陥り、治安が大きく動揺した。この際、逮捕者は千名近くを数え、その半数は1年から2年の禁固刑か罰金刑に処せられ、2名が10年の流刑に課せられた。130年

に及ぶイギリス支配の間デカン地方でこのような暴動が起きたのは1875年のこの反乱だけだった。そこでは、近代に入って失われたと思われていた村落共同体の結合が外来金貸しに対する「全てのカーストと職業の連合」として再び顕在化している。以下、報告書を利用した深沢の研究に依拠し、デカン農民反乱を概観したい⁴²。

デカン農民反乱の直接的原因は端的に言えば、マルワリー商人やグジャラート商人のような近代以前にデカン高原に住みついていた外来金貸しに対する反感であった。間接的かつ最も大きな原因は、1860年代末の農産物価格の暴落により、農民が地税を払えなくなり、借金の担保であった土地が金貸しの手に入った上、金貸しが貸し付けを拒否するようになったことであった。

まず1861年から1865年の間にわたって続いた南北戦争中、アメリカ南部から北部への綿花供給が途絶えたため、インドでは綿花栽培ブームが起きた。デカン高原では綿花栽培は広まらなかったが、それでも農産物価格の上昇と農民の信用力の上昇がみられた。これを好機とみた多くの農民は商人から積極的に借金をし、農業設備に投資した。その後、突然綿花ブームが終わり、農産物価格は大きく下落した。いわば、農民たちは梯子を外された格好で大きな負債を抱えることになったのである。それに追い打ちをかけたのが、1860年代末の地税の改定であり、税率は30%から60%に上昇した。農民は農産物価格と増税の二重苦にあえぐことになり、借金は膨らむ一方であった。

1875年のプーナ県（現在のプネーを中心と

する地域）の12村を対象としたサンプル調査では、占有権保有農民のうち、「深刻な」負債を負っている者は約3分の1で、それらの負債総額は地税の約18倍であった。反乱調査委員会の報告では、農民の負債が爆発的に増加した結果、デカンの農地の15%は非農業金貸しのものになり、そのうち3分の1が外来金貸しの手に入った。

そもそもデカン地方では在地の商人の活動が貧弱であり、それを補う形でマルワリー商人やグジャラート商人に代表される外来金貸しが往来するようになった。外来金貸しが勢力を伸展するようになった一つの画期が1830年代のライヤットワリー制の導入であり、納税のため、貨幣需要が一気に高まった。いわば、デフレ状態において貨幣供給の役割を私的に担っていたのが外来金貸しであったのである。さらには、イギリス政府が金貸しに税の立て替えという形で徴税と納税を請け負わせたため、金貸しは農民に一層憎まれた。

こうして外来金貸しに対する反感が高まった結果、彼らは初期の段階では、非暴力的な手段で、最終段階では暴力的にデカンの村から排除された。非暴力的な手段による排除としては、①（事例は非常に少ないが）外来金貸しの村への居住を拒否するケース、②外来金貸しの名義になった村の土地の小作を村ぐるみで拒否するケース、③非農業部門も含む全ての村人が外来金貸しへのサービスを拒否するケース、要するに「村八分」ならぬ「村十分」が挙げられる。

③としてはプーナ県インダープール郡カラス村の事例が極めて興味深いので、概要を紹介する⁴³。カラス村では1875年の5月に

村人が「同意書」——日本ならさしずめ「村掟」と言うべきものであるが——を作成し、外来金貸し排斥運動について下記の内容を取り決めた。(1) 外来金貸し名義の土地は耕作しない。(2) 外来金貸しにはバルテー職人を含む全ての村人はいかなるサービスも提供しない。(3) 金貸し一般について、彼らが所有している土地を小作しない。既に借りている場合は放棄する。(4) 不可触民が外来金貸しの代わりに借金の督促に来た場合、村人はその不可触民に従来認められていた村での権利をはく奪する。(5) 村長や村書記が外来金貸しに便宜を図った場合は、彼らから世襲の権利(要するにワタンである)をはく奪する。もし村長や村書記が金貸し排斥運動参加のために損害を被れば、村がこれを補償する。

追加事項として、これらの取り決めに違反した者は、カーストの食事会への出席やカースト内での結婚を禁じられるとある。つまり、この取り決めでは、違反者に対し、村とカーストによる二重の制裁を科すとしているのである。非農業部門従事者にとっては、カーストの制裁が郷単位での処罰を意味したことは言うまでもない。もしマルクス経済学者が今日ではあまり使われなくなった「村落共同体規制」という言葉を何かにあてはめるとすれば、カラス村の事例こそそれに相応しいのではないか。

暴動が本格化したのは5月以降であった。サターラ県では9月に入りククルール村で外来金貸しが襲撃された。9月10日の夜、村長の親族15人⁴⁴を含む襲撃グループはいくつかに分かれ、外来金貸しの家に乱入し、帳簿類

(商人は人口800人程度のこの村で、108人に金を貸していた)を床に積んで火を付け、家財を劫掠し、最後には家屋に外側から放火した。外来金貸しは家族と徴税村長と命からがら逃げるのが精一杯であった。暴動で逮捕者が41名出たが、「60人の農民と12種類のバルテー職人」のうち、バラモンを除く全ての職業が含まれており、「全てのカーストと職業のかれ(金貸し)に対する連合」という表現に相応しい。

暴動は鎮圧されたが、農民の敵意は外来金貸しを震え上がらせるに充分であった。身の危険を感じた外来金貸しの中には、農民の求めに応じて借金を数割も減額した者も少なかった。また、一部の村では村人による寄合(パンチャーヤト)が作られ、債務者に代わって借金を返済可能な水準に減額するために債権者と交渉を行う動きがみられた。ここでも、村は合意形成システムを構築することにより、農家経済にとっての社会保障装置として機能したのである。これが村落結合に基づいた村の「力量」でなくて何であろうか。また、暴動にもかかわらず、深刻な人身被害は少なく、殺害に至っては1件も発生しなかったと言われている。これは特筆すべきことである。

この結果、外来金貸しは徐々に西インド農村社会から排除されて都市部に移り、代わって農家兼業金貸しが台頭することになった。外来金貸しと比べた場合の彼らの特徴は、借金を面識のある人間に貸し付けることであったが、債務者と債権者の関係性は村人同士の相互扶助的な側面もあり、過酷な取り立てを抑制する方向に働いた、もしくは過酷な取り

立てに対する恐怖心が債務者の側に少なかったと考えられる。その結果、農村部については、債務者と債権者の関係は著しく改善した。また、債権者が農家であるため金額がそれほど多額でなかったことも、農家兼業金貸しの相互扶助的な性格に寄与した一因かと考えられる。

一方、植民地政府は反乱調査委員会の勧告を受け、1877年に民事訴訟法を改定し、また、その2年後に「デカン農民救済法」を制定し、債務者の身柄の拘束や、債務者の財産の差し押さえ・競売について規制を強化したほか、農村部における債権・債務調停委員と村落判事の任命、また民事裁判所そのものの増設について定めた。こうして植民地政府内で農民の負債についての関心が高まった結果、インドにも既にヨーロッパで普及しつつあった農村協同組合制度を導入すべきという声が強くなった。こうした農村協同組合制度導入の動きは国民会議派のようなインド人の富裕層・知識人階層の支持も得て、1904年には「信用協同組合法」が成立した。それは1912年に改正され、信用事業以外の協同組合も対象にした「協同組合法」となった。

この章で述べた西インド伝統社会の特徴と近代における農村社会のあり方を小括すると、下記ようになる。

中近世では、頻繁に交代する領主に対して、郷主以下の地域社会は自律性と自治性を維持し続けた。村では農業部門と非農業部門の間で農本主義的社会的分業が行われており、非農業部門の職人は村に雇われ村人にサービスを提供していた。村はこうして、村人に対してヒンドゥー教徒としての「健康で文

化的な最低限度の生活」を保障していたのである。農本主義的社会的分業に基づく職務と報酬のセットはワタンと呼ばれ、村の管理下にあった。村の管理下の職人ワタンに人的資源を供給したのが郷を単位に再生産されたカーストである。カーストは内婚・共食集団であり、文化資本の再生産も行っていた。

近代に入り、イギリス植民地政府の統治下で個別農民に課税するライヤットワーリー制の導入で村請制が廃止されて以来、失われたと思われる村落の共同体結合はインフォーマルな形で残存し、1875年のデカン農民反乱で顕在化し、グジャラート人やマルワリー人等の外来金貸しの排斥運動に繋がった。暴動が沈静化した後には、いくつかの村では村人によって負債整理パンチャーヤトが立ちあげられ、債権者と交渉して負債を減額し、借金を背負った村人の生活の立て直しを図った。つまり、近代の西インド地域社会では、村はその結合と自治性を維持し続け、村人にとってのセーフティネットとして機能し、農村協同組合運動の基盤となったのである。

3. 日本の伝統農村の共済機能 ーインド史から見た日本の地域社会と 自治村落論へのインプリケーションー

1) 日本の地域社会の構造

この章では、前章で概観したインド・デカン地方の地域社会を尺度とし、農協が制度化される以前の日本の地域社会、日本の伝統農村が備えていた共済機能を解明する。

インドの諸カーストが疎密の差はあれ、村や郷を領域とした「地縁的・職業的身分共同体」を形成していたことは前章で触れた。西

インドの「地縁的・職業的身分共同体」には村レベルのものと郷レベルのもの二種類があり、前者は農民のもの、後者は非農業部門従事者のものであったというのも前章で述べたとおりである。

日本近世の地域社会においても地域社会の自治は二つのレベルで展開していた。一つは、村である。見かけ上均質な百姓の「地縁的・職業的身分共同体」である村については、後に議論する。もう一つの自治の単位は、郷である。郷においては村レベルでは不可視化されていた非農業部門の生業の同業者ネットワークが仲間団体として可視化された。日本では、非農業部門の職能集団は、インド同様に郷や郡のような広域的な単位で同業者の仲間として再生産を行っていたと考えられる⁴⁵。よって、日本でも郷は非農業部門従事者にとっての地縁的・職業的共同体であって、農民にとっても農業生産の単位の上層に位置する、自治の単位であり、生活の単位であったと考えられる。

例えば、熊本藩においては地域政策の実行主体は数十の村の連合である^{てなが}手永であった。手永は、惣庄屋をその首長に擁していた。手永のような地域社会単位は、決して熊本藩にだけ存在したのではない。熊本藩の惣庄屋、つまりインドのデーシュムクに相当する役職としては、長州藩の大庄屋や加賀藩の十村など多くのものが挙げられる。むしろ、近世前期においては、広域的に存在していた。その何よりもの証拠が、新井白石による正徳三年(1773)の大庄屋制の廃止であろう⁴⁶。イギリス東インド会社も1818年のマラーター王国の滅亡後に、郷主と郷書記の公務を廃止した⁴⁷。

地域社会より農業集落を重視したという点で、徳川幕府とイギリス東インド会社の地域政策の間には共通性が認められる。

2) 日本の地域社会における社会的分業

この節では、日本の伝統の農村の共済機能を、地域社会の社会的分業と農業集落の住民構成という視点から検討する。

まず、日本の農村にはどのような人々が住んでいたのであろうか。この問いの答えは日本人にとってあまりにも明白であり、問い自体が意味のないことだと考える人も多いかもしれない。農村の住民台帳として使用されるのが宗門人別改帳という史料だが、武蔵国秩父郡上名栗村古組かみなぐりむらこぐみ(現在の埼玉県飯能市大字上名栗の一部)のものをみると、仏僧と奉公人を除くほとんど全ての住民が百姓である。これは上名栗村古組だけの特殊事例であろうか。実は、日本のほぼすべての農村で、奉公人を除く正規の住民の99%は農民である百姓身分であると言って差し支えない。そして、残りの1%の大半は仏僧であり、宗教者としての精神的なケアに関わるサービス、そしてケガレの観点からは最も重要なことであるが、葬儀サービスを提供していた。要するに、理念上農民1人につき0.3人以上の非農業部門従事者が居住していたインドに比較すると、日本の農業集落に居住する人々の職業のバラエティは極めて少ないのである。当然と言えば当然かもしれないが、これは近世日本社会及びその後身である現在の日本社会を理解する上で非常に重要である。

日本近世の農業集落における非農業部門の種類・人口の乏しさについては、以下のケー

スが想定できる。①「非農業部門従事者が農村に住んでいない」ケース、②「非農業部門従事者が農村に住んでいるが、何らかの理由で史料に記載されていない」ケース、③「農家が非農業部門の職業を兼業している」ケースの三種類である。

②「非農業部門従事者が農村に住んでいるが、何らかの理由で史料に記載されていない」ケースは史料の問題として解決できるにしても、①「非農業部門従事者が農村に住んでいない」ケースは混住化問題、③「農家が非農業部門の職業を兼業している」ケースは兼業農家問題と、まさに現在の日本農村が直面している二大問題であることが指摘できよう。

まず、①の混住化問題については、最も有名なものが「兵農分離」として歴史教科書にも記載されている武士身分のケースである。日本近世では、エリート階層である大名家臣団は城下町に集住していた。多くの藩では、彼らは百姓の村に住むことを禁止され、百姓との通婚を禁止されることもあった。例外的に、村に住むことを許された武士もいたが、③の兼業農家問題と相まって煩雑になるので、ここでは武士は農業集落に住まず、検見などの理由がなければ史料に現れることもなかったという原則を確認するだけに留めておき、詳細を後に述べることにする。原則的に戦士カーストのマラーターが村長を務めていたデカン農村とは大きく異なる第一の点である。

公権力が百姓の村に住むことを許さなかった「非農業」部門の身分はもう一つあった。えた・非人に代表される賤民である。彼らが農業集落から分離させられ、集住させられた

原因については主に二説ある。賤民が皮革製品、要するに武具の生産技術を持っていたので、軍事権力が統制のために集住させたという公権力隔離説、もう一つは、彼らが「穢れた」存在であるとされ、百姓に農村に住むことを許されなかったという百姓による村追放説である。前者の説も後者の説も現象として確認できるが⁴⁸、朝尾によれば近畿地方では既に江戸幕府成立以前に賤民身分は百姓から離れて集住するようになっていたという。いずれにせよ、賤民身分の集住する場所は村と呼ばれるようになった。幕府や藩はこうした賤民の村を通じて各地の賤民を統制しようと試みた。これが「被差別部落問題」の起源である。

ケガレに携わる人々の問題は、西インドでは少し異なる様相を見せる。デカンの農村では不可触民のマハールやマーングと言われる人々が村の正規の構成員としてワタンを与えられていた。ワタンを持つマハールは、平常時は死んだり病気になったりした牛馬の処理や、皮革製品の製造を通じて、非常時は、下級警吏の役割や、正統ヒンドゥーの系統に属さない地母神の祭祀として、農業集落の住民の生産活動並びに日常生活に欠かせない存在であった。彼らは「穢れた」存在であり、ヒンドゥー社会における諸カーストの中では最下位に置かれていたが、決して農民の日常生活から隔離され、不可視化された存在ではなかった。ただし、不可触民の下女を知らずに雇ったり、また、不可触民が床屋を利用したりすると、「ケガレ」とみなされるなど、物理的接触(スパルシュ)・社会的接触(サンサルグ)についての禁忌は強かったようである⁴⁹。

日本の賤民の職業に戻ると、えた身分は、「斃牛馬」(死んだり病気になったりした牛馬)の独占権を公権力に与えられていた。非人は下級警吏や用心棒としての性格の方が強かった。そして本稿の趣旨からして重要な点は、近世日本ではこうした斃牛馬が健康体であった時は、ほとんどの場合役畜として百姓に利用されていたことである。今でこそ農水省は生産調整政策の一環として「耕畜連携」を推進しているが、1953年の農業機械化促進法が制定されていた頃は、耕作に牛馬を使役していた農家も多く、畜産と稲作は表裏一体の関係にあった。近世において、古代から続いた古来の「耕畜連携」を支えていたのは賤民だった。インドでは、耕作に牛を使役するのはもちろん、日本にない特徴として、食生活で乳製品を多用し、牛が原料供給源として日本より尊重されたことから、牛殺しは農耕民にとってさらに重大な禁忌だった。

斃牛馬や死人の出現は、一つの農業集落においては毎日のように想定される事態ではなかった。よって賤民の集住する村の数は農業集落数十に対し一か二という数だったのではないかと思われる。このようにして、賤民は農業集落を超えた広域的なネットワークに依存して生活していた。賤民のネットワークが広域にわたった理由としては、斃牛馬の数が決して多くなかったことも挙げられよう。だが、賤民が集住していたことは必ずしも、全く農村に在住していなかったことと同義ではない。この点については後ほど、上名栗村古組の事例の分析を通じて検討したい。

西インドの農村在住の非農業部門従事者との比較分析において、残るのは、戦士、不可

触民、仏僧、農民のいずれにも相当しない人々である。大工や鍛冶屋等、農業生産や農民の生活と切り離せないサービスを提供していた人々は、どのように記録されたのだろうか。もしくは、史料に登場することがあるとすれば、どのように登場していたのであろうか。それを考える上で多いに示唆的なのは、脇野博が明らかにした近畿地方の大工・柚身分、公権力(幕府/領主)、村の三者の関係である。非常に興味深いので、一部史料を引用しながら紹介しよう。

まず、脇野は畿内・近江六ヶ国の柚(製材職人)が大工頭中井家の統括下にあったことを述べている⁵⁰。これら柚の集団が主に手掛けたのは、公権力の要請に応じた築城等、大規模な造成事業であった。事業があまりにも大規模であったため、常時中井家の直接の指揮下で柚仕事に従事する必要のない柚が多く出現した。そうした柚は百姓の村に在住し、必要に応じて公権力に動員され、中井家に労働力を提供した。これは、在村の柚、あるいは柚とされた人々が労役を課され、同時に彼らが労役の反対給付として、特権(多くは百姓役の免除など)を得たことも意味している。もちろん、在住した村やその近隣で柚の労働需要があれば、彼らは柚として働いたであろうが、現実問題としては、柚労働の需要と供給を常に一致させ、かつ職業を世襲するのは難しかった。また、職人の労役は徐々に代金納化し、労役は柚株式、もしくはそれを米の数量で表した「高」へと変化した。大和国城上郡岩田村(現在の奈良県桜井市芝)では、宝永四年(1707)には「白人」、つまり柚としての技能を持たない者が柚株を所持し

ていたことが判明している⁵¹。

こうして杣職人に対する労働力徴発は制度として完全に形骸化し、村の市民権化し、時には特定の村人ではなく村が、公権力に対して指定の金額を納めることもあった。例えば、大和国式上郡萱森村（現在の奈良県桜井市大字萱森）では宝永四年（1707）に、幕府に村の杣役についての調査の際、寛永年間に藤九郎という大工が所持していた5.13石の杣株のうち2.653石分は仁助という人物が持っているが、2.477石分については株の所持者がおらず、村が杣株に対し進退権、つまり自由に処分する権利を得ていたと回答している⁵²。このような株の分割ができたのも、もちろん高表示が可能だったからであり、このようなシステム自体が稲作中心の近世日本の農本主義を如実に反映するものである。だが、いかに村は杣株の進退権を得たのだろうか。

杣と緊密な関係にある職種である大工について、横田冬彦は寛永十二年（1635）の老中覚書で役の実質上の代金納化が公認され、村レベルでその額が確認された結果、村内の大工に村が主体となって大工役を割り当てる、大工役の村請が成立したとしている⁵³。その結果、村はインド・デカン地方と同様に高持大工（インドに表現すればワタンダール大工である）が何らかの形で役負担が不可能になり、相続者がなくなった場合、大工株を所持することとなった。株の所持は、村が公権力に対し、義務を果たし、大工の持つ非農業身分としての特権を獲得することを意味した。藤田和敏は、宝暦十三年（1763）には近江国甲賀郡の6箇村（氏河原、牛飼、杣中、深川、杉谷、宮町）について、大工高242.1003石

のうち6割が村の所持分であり、多くの大工が相続人を見つけられずに死亡等の事情で役負担不能になったことが原因だと指摘している⁵⁴。

さらに藤田によると、前述の6箇村では村と職人集団の間で大工株式をめぐる紛争も起きた。牛飼村の高持大工与兵衛は、実蔵という男を小さい頃から養子にして相続人にしようとしたが、どういう訳か養子縁組は破談になった。その後、実蔵は嘉永二年（1849）に領主に願い出て、大工職復帰のための印札を入手しようと試みたが、職人集団の反対に遭った。ほぼ間違いなく元養親の与兵衛の意向であろう。結局、職人集団の既得権益に対して否定的であった幕府の方針（天保の改革の一環として知られる株仲間の解散もこれに該当する）もあり、村役人に付き添われて領主に印札の発行を出願した、実蔵の大工業復帰を職人集団は認めざるを得なかった。その際、実蔵は牛飼村の所持していた猪之右衛門名義の大工株式を相続している。猪之右衛門株の所持者がいなくなったのは元禄期なので17世紀である。実蔵は猪之右衛門の「血筋」と領主に提出された史料にあるが、実蔵が200年近く前の高持大工と血縁関係にあるかどうかは疑わしい。かなりの確率で、大工株相続を正当化するためのこじつけであろう。インドのワタン紛争と同じである。インドでは血縁集団と村の対立という形で現れたが、インドの血縁集団は内婚・共食集団なので実質的に職人集団であるカースト集団と村の対立と解釈できる。日印どちらの場合でも、血縁関係の強調により相続を正当化されている。藤田はこの件について、「村は自らの判断で駆使できる大工の確保を指向していた」

と結論付けている。

日本近世の職人についてまとめると、少なくとも近畿の杣・大工に関しては、大規模造成事業のために大量に労働力を徴発する必要性から、公権力は在村の職人に労役を課して労働力を提供させ、大工頭中井家の統轄のもとに置いた。軍事的な緊張が薄れ、職人が公権力のために労働力を提供する必要がなくなると、労役は代金納されるようになった。労役の代金納化のために、村には職人の株とそれを数値で表す高が設定され、職人の役・特権のセットは株式化(=ワタン化)し、村の管理下に置かれるようになり、公権力はそれを追認するに過ぎなくなった。また、労役が代金納化しなかったケースとして、森下徹は岡山藩で、公権力に課された労役の代金納が不可能な場合は労働市場を通じて労役負担者を調達することで、地域社会住民が労働力徴発に対応した例を報告している⁵⁵。

しかし、百姓の生活や農業生産にとって必要不可欠な職人が、本当に公権力の労働力徴発を契機としてのみ編成され得たかどうかは疑う必要がある。本章では、職人について②「非農業部門従事者が農村に住んでいるが、何らかの理由で史料に記載されていない」場合だけでなく、③兼業農家である場合も想定し、検討を続けたい。

近世日本の混住化問題について小括すると、まず農業集落に住む明示的な非農業部門従事者として、村の寺の住職が挙げられる(同時に、寺を持たず近隣の寺でサービスを受ける村、無住の寺を持つ村も多くあった)。住職は百姓が「仏教徒」として最低限度の健康で文化的な生活を営むための精神的サービ

スを提供していた。また、近世日本では神道を国教とした岡山池田藩のようなところを除いて、百姓は寺によってキリスト教や日蓮宗不受不施派のような「反体制」的宗教を信仰していないことを証明してもらわなくてはならなかったので、そのような意味でも仏僧は農民にとって必要不可欠な存在であった。他に、明示的な農村在住非農業部門従事者としては杣や大工のような職人がいた。彼らは公権力が村単位で課した労役が代金納された結果、株式化して属地的な性格を強めていくと同時に、職人としての技能も失っていったが、百姓役を免除されるなど、百姓身分とは依然として区別された存在であった。上名栗村古組の場合は新潟出身の杜氏集団が在住しているが、これは他の村には見られない特殊なケースとして、除外しても構わないだろう。次に、非明示的な非農業部門従事者としては、武士と賤民が存在していた。よって、本章の以下の部分では、それぞれの身分について②「非農業部門従事者が農村に住んでいるが、何らかの理由で史料に記載されていない」ケースと③「兼業農家」ケースの可能性を検討したい。

②「非農業部門従事者が農村に住んでいるが、何らかの理由で史料に記載されていない」ケースについては、結論から言ってしまうと、まず賤民があてはまる。例えば、宗門人別改帳と呼ばれる史料では多くの場合、賤民の存在を確認することはできない。

宗門人別改帳について議論する前に、近世の関東の賤民身分について基本的な事項を確認しておこう。近畿地方と違って関東ではたとえたと非人の組織は未分離であった⁵⁶。より正

確に言えば、えた・非人・猿飼等の賤民身分は、基本的に江戸の浅草新町に住む「えた頭」弾左衛門の支配下に置かれていた⁵⁷。弾左衛門は支配下の賤民については、刑の執行に止まらず、裁判を行う権限を持っていた⁵⁸。なお、非人頭車善七は近世前期に二度弾左衛門支配下から脱しようと江戸町奉行所で訴訟を起こしているが、その都度江戸町奉行は弾左衛門の車善七に対する支配を確認する判決を下している⁵⁹。その一方で、賤民の集住地は、枝村として百姓の住む本村の支配下にも置かれている存在であった。

塚田孝によると、武蔵国横見郡の（百姓村である）和名村の支配下にあった（えた村の）下和名村は、弾左衛門と本村に宛てて、二種類の宗門人別改帳を提出していた。これは、百姓と賤民の人別帳が基本的に分離していたことを示している。本村の百姓身分である村役人に宛てた宗門人別帳では、下和名在住の賤民身分のみが記載されていたのに対し、弾左衛門にあてたものには、他村在住のものも含めて、下和名村の管轄する賤民全てが記載されていた。賤民は集住していたにもかかわらず、なぜ他村に在住するのか。それは、百姓の村が下級警吏を必要としており、賤民を番非人として雇用していたからである⁶⁰。ケガレを忌避する価値観に基づいて、百姓が彼らに死体の処理等を行わせていたことはもちろんであるが、さらに野非人と呼ばれる浮浪者による強請り行為を取り締まることが重要な課題であった。要するに、下和名村は周囲の百姓の村に番非人を供給していたのである。下和名村と周辺の百姓村との関係は、西インドのカースト集団と村の関係や、先程の

甲賀郡の大工集団と村の関係によく似ている。他地域の職業集団とも共通するが、特に番非人の配置は、集団内／集団間での既得権益の再分配に深く関わる問題であった。よって、百姓の村は一存で番非人を雇用することはできなかった。

先に述べた通り、上名栗村古組の宗門人別帳で賤民を確認することはできない。だが、結論から言えば、上名栗村にも番非人はいた。藤橋村出身の番非人である徳次郎失踪直後に、おそらく関東取締出役に宛てて書かれた欠落届の下書きでは、上名栗村の村役人である組頭太次郎が「右之もの儀妻并子供壺人之当村地内ニ住居罷在候得共、人別書立儀無之、小頭権右衛門内人与唱候而」、つまり徳次郎は村に住んでいたが上名栗村の人別帳には加えておらず、藤橋村小頭権右衛門の支配下にあることを確認している⁶¹。要するに、村は徳次郎と日常的に交流を持ちつつ、あえて宗門人別帳に記載しなかったのだ。下和名村が本村と弾左衛門それぞれにあてて、現住地主義（de facto）と本籍主義（de jure）の宗門人別改帳を作成していたことは先に述べた。もしこの原則が藤橋村にも当てはまるのであれば、徳次郎は藤橋村本村あての現住地主義の宗門人別改帳には記載されず、弾左衛門あてのものにのみ記載され、徳次郎の身分を現住地の行政機関が住民として把握することはない。現に、徳次郎は上名栗村古組の宗門人別改帳には記載されていない。宗門人別改帳を人口資料として用いる歴史人口学では各村の宗門人別改帳の作成方法を単純に現住地主義と本籍主義に分類しているが、この分類法は塚田の指摘するような身分制の観点か

ら再検討されるべきだろう⁶²。

以上、上名栗村の番非人について議論したが、番非人のような賤民が住民として史料上除外され、百姓＝庶民の世界で不可視化されたことは、史料上のみの事例として理解されるべきではない。百姓身分は一般的に賤民と火や食器を共にしなかった⁶³。つまり、ケガレを忌避する価値観により賤民身分との共食を避けていたのである。通婚もしなかった⁶⁴。逆説的に言えば、賤民身分から自らを疎外することで、百姓身分はインドのカースト集団ほど厳格でないが、内婚・共食集団を形成していたと言える。身分を職分と人格の結びつきと捉えるならば、その区別は、百姓と賤民については日本でも明示的であり、再生産の過程も明確に分かれていた⁶⁵。百姓と賤民の区別は穀物生産を至上とし、その他の農業、特に牧畜を賤視する農本主義的価値観に根ざしたものであった。ただし、農業以外の職業について、職分と人格の結びつきは必ずしも自明ではなかった。要するに、ケガレという障害がない場合は、百姓身分が他の職業を兼ねるといふ③「兼業農家」ケースがあったのである。以下、この章では③について論じることとする。

上名栗村古組の武士と農民の兼業ケースについては、詳細な史料は残っていない（幕末には名主町田家をはじめとする村役人層は苗字帯刀を許されていた⁶⁶）。よって本稿では、尾脇秀和をはじめとする先行研究の成果を簡単に紹介するにとどめる。

尾脇は主に山城国乙訓郡石見上里村（現京都市西京区大原野石見・上里）の文書を分析し、百姓身分に生まれついたものにとって、

農業が唯一無二の職業でないことを身分制の観点から体系的かつ緻密な実証研究によって明らかにした⁶⁷。16の領主を持つ相給村である石見上里村では、同一人物が二つの名を持つことは決して珍しくなく（壱人兩名）、時と場合に応じて百姓は名前を使い分け、別人物として振る舞っていた。同一人物が一軒前の百姓（つまりインド・デカンにおけるワタンダール農民）としての名前を二つ持つこともあったが、より注目に値するのは百姓身分のものが武士身分を兼ねる目的で二つの名前を持っていたケースである。例えば、石見上里村で大炊堂場聞名寺を領主とする百姓のうち一軒は、代々利左衛門を襲名していたが、宝永四年から正親町三条家に出仕する侍となり、父親が隠居し脱農して「大島数馬」を、息子が「利左衛門」を名乗るようになった。18世紀初頭には、大島家の男子が一人となったため、同一人物が正親町三条家に仕える侍「大島数馬」と大炊堂場聞名寺領の百姓「利左衛門」を兼ねるといふ事態が出来た。つまり、同一人物が百姓でもあり、武士でもあったのである。壱人兩名ではなくても、大島家の例にあったように同じ家で親子が別々の身分に属するという現象は神職や八王子千人同心にも見られた。ただし、武士の肩書を手に入れても、経済面での実利はそれほど大きくなく、百姓の方にも重臣として出世したいという意志に乏しかった⁶⁸。大名の家臣が俸禄の範囲内で非常に儉しい生活を強いられていたことを、百姓が知っていたからである。また近世後期になると大名の家臣団は流動性を失い、百姓として生まれた武士（足軽・徒士層）と家臣の子弟として生まれた武士は厳

格に区別されるようになり、百姓身分出身の武士には、重臣としての出世は事実上不可能であった⁶⁹。読者の中にはこうした百姓の振る舞いを奇異に思う人もいるかもしれない。だが、百姓身分にとって、支配者である武士身分の肩書は他の百姓に対して優位に立つ効果があり⁷⁰、非常に魅力的であったようである。だが、百姓が人格的に百姓身分から離脱することがあったとしても、総じて相続人を立てることが要求された⁷¹。脱農しない場合は、「壺人兩名」となった。この現象を個人単位ではなく、家計の単位でみると、兼業農家ということになり、百姓の家は、兼業はできても挙家脱農／離農は原則的にできなかったことになる。

職人については、先述の藤田の大工研究がある。大工身分についても、近畿では大工人別帳が作成されており、そこに高持大工の特権が認められていない平大工⁷²と弟子や子弟が高持大工と並んで記載されていたことを指摘している。これは、少なくとも高持大工については、宗門改帳のような他の史料に記載されていない、つまり②「非農業部門従事者が農村に住んでいるが、何らかの理由で史料に記載されていない」可能性があることを意味している。ただし、高持大工の免除特権のない平大工や弟子は「百姓」として他史料に記載されている可能性がある。

大工ではないが、上名栗村古組から久保村の桶屋儀八に弟子奉公に行き、政右衛門の養子となって桶屋を営む予定の惣吉についての文書を見てみよう（町田家文書7679）。

詳細な内容は紙幅の都合上省略するが、重

覚
百姓
惣吉

一 金三両也
右ハ惣吉儀病身ニ付百姓相続相成兼
久保村桶屋儀八方へ弟子奉公差遣置候処
同人申請者同村政右衛門方へ養子いたし
桶屋
稼為致度趣者被相貫差遣し候致跡相続
普請手当として書面之金子差出候ニ付キ
貴殿
御受取御預り置被成候内金一両也五人組
中へ
御預ケ被成候分御渡し被成慥ニ受取預り
置申処
相違無御座然上ハ何時ニても跡相続人
普請取懸り申候節ハ貴殿御了簡以利足
差加へ元利差出可申候為其如此御座候以
上

文政三 年七月十二日
上名栗村
百姓惣吉
五人組惣代
五人組
小次郎
栄次郎殿

要なのは下線を引いた部分である。つまり、惣吉が病弱なので百姓（＝農業）が続けられず、桶屋へ弟子奉公に遣わしたというのである。桶屋が体力を必要としないとは考えにくいので、病弱であるというのは「上名栗村古組で農業をしない」ことを正当化するための言い訳であろう。なぜこのように虚偽であることが明らかな説明をするのであろうか。尾脇は建前と実態の運用こそが、支配者である武士や公家と被支配者である百姓という近世の身分制社会を維持していくために重要だったと指摘している⁷³。つまり、実態が建前と乖離していることを承知した上で、それでも

建前が守られるように百姓側が調整（＝工^{たくみ}ミ）をし、武士や公家が、実態ではないことを知りつつ百姓の申請を受容すること（＝差略）が、近世における支配者と被支配者にとっての合意形成の作法であったのである。

では、「病弱なので農業が続けられない」という見え透いた嘘による「調整」によって守られなければならなかった建前とは何か。病気によって百姓を断念するということは、裏返せば、病気のように本人には制御できない例外的な事情がなければ、村に住むものは農業をするべきという当為（＝sollen）である。支配の源泉が年貢＝兵糧米の徴発と勸農であった近世の支配者にとっては、当然のことであろう。だが、非農業部門なくしては農業者の生活、ひいては農業そのものが成り立たないことは支配者も十分承知していたであろう。百姓は農業をするべき存在であるというのが公権力の建前であるとするならば、非農業部門への就業を決して奨励はしないが、農業に差し支えない限り、特別な条件下において農外就業を認めるというのが本音であった。したがって、村における公権力の代理である名主は「病気のため農業はできないが、他村で桶屋を営む」という明らかな虚偽の申告を受け入れるのである。さらに推論を進めれば、こうした言い訳を必要とした百姓が惣吉のみであったとは考えにくい。脱農の認可を求めている百姓身分出身者の多くが同様の口実を使用していた可能性は高いが、近世の脱農については「壺人兩名」と併せて事例を地域の特性を踏まえながら広域に検討する必要があるだろう。

先に、非農業身分の肩書を入手した百姓が

相続人の確保を要求されたことは述べた。職人についても、個人的に「病気のため農業ができない」という大義名分で脱農できても、後継者が農業に従事することは当然であり、家として脱農できないため、依然として農家であった。これを現代的な観点から解釈すれば、当然③「兼業農家」ケースということになるだろう。先述した公権力から労役を賦課される対象としての大工については、（少なくとも高持大工は）大工身分の世襲を前提としているため、桶屋惣吉のような脱農のための言い訳は不必要である。上名栗村古組や近隣の武蔵国の村々に桶屋の同業者集団が存在したかどうかは不明である。だがそのようなものが存在したとしても、管見の限り、関東の手工業者が近江国の大工集団のように国役（＝公権力によって課された労役）を権原としていたことを示す研究や史料はなく、近江国の高持大工のように非農業部門の世襲が認められていたとは考えにくい⁷⁴。もしこの推測が正しければ、大工高や柚高のような公権力によって課された労役を権原としない非農業部門への就業は、いかに実態を伴わなかったとしても、再生産のために脱農宣言を必要としたと言える。極言してしまえば、近世社会において（賤民と僧を除く）全ての農村の住民は百姓身分であり、脱農宣言をしない限り、他にどのような生業を営んでいようとも農業に従事しているとみなされた上、脱農宣言をしても原則的には百姓身分の相続人を立てることを求められたため、属する家が農家であることには変わらなかった。最初から非農業部門である12種類のバルテー職人の存在を前提としたインドの農村とは大きく違う。

だが、これは果たして日印農村にとって決定的な違いなのであろうか。岩城卓二によると、日本中世の村は「内部に侍・商人・職人等をかかえ、一定の社会的分業の体系を構成する複合的な社会集団」であった⁷⁵。これに対し、日本近世の村は、史料上は百姓＝農民の画一的な地縁的・職業的身分共同体である。だが、公権力によって中世の村に存在した非農業部門従事者が近世に入って一掃されたとは考えにくい。先程から何度も繰り返しているように、農民の日常の生活に影響が及ぶ上に、農業にも支障が生じるからである。よって、日本近世の職人の成立については次のように考えるのが妥当であろう。中世の職人のうち、何らかの理由（大規模な造成事業）等によって、公権力に労役を課されたものは、株式もしくはそれが数量化した高の所持により、中世より農本主義的な近世社会の身分体系の中で、明示的な非百姓身分として生き続けた。一方、公権力の労働力徴発の対象とならなかった職人については、家の構成員の一人が脱農するか、もしくは脱農しないまま非百姓身分を兼ねることで、兼業農家として非農業部門の生業に従事した。脱農宣言せよとせず、百姓として非農業部門の生業に従事する者も多かったであろう。実際に文化元年（1804）の上名栗村古組では、全百姓の家164軒のうち最低でも155軒が非農業部門に従事している⁷⁶。また、上名栗村古組には4軒の寺があった。

さらに重要なのは、職人身分についても身分と職分の分離が起きたことである。つまり、柚株（高）を柚の技能を持たない素人が所持していたことはもちろん、18～19世紀

には柚身分でない百姓が伐採作業をしていたことは先程述べた。このような非柚身分の作業に対し、柚身分を統制する立場にあった大工頭中井家は台伐や雁頭鋸といった柚道具を柚身分以外のものが所有することを禁じ、柚作業を取り締まろうとしたが、規制の対象となった諸道具は広く普及しており、大工職と同様、柚職についても職人集団による制御は不可能だった⁷⁷。

結局、日本とインドの農村の社会保障機能については、本質的な違いはないというべきであろう。日本農村の住民も、つきつめれば穀物の生産と分配システムである「60人の農民と12人のバルテー職人」からなる農業集落であり、中世の日本の村は武士・商人・職人・仏僧を含む多様な身分を包摂していた。近世の村においても、番非人や仏僧が村に非農業部門のサービスを提供していたことは明らかであった。ただし、近世の日本では、公権力によって労役を課されていない賤民・仏僧以外の非農業部門従事者は強制的に百姓身分とみなされ、兼業農家の農外就業は史料上不可視化された。さらに、公権力によって労役を課されている非農業部門身分についても、労役の代金納化によって（石高表示の結果分割可能になった）株式を村が所持したり、百姓身分出身者が所持したりすることが可能になった。その結果、農業集落の住民の見かけ上の均質化＝農民化はますます進むこととなった。そのような条件下で農民の「地縁的・職業的身分共同体」である村に住み続ける場合、挙家離農は現実的な選択肢ではなく、たとえ農業収入が微々たるものであっても家と土地を所持して年貢を負担する高持百姓、つ

まりインド・デカン地方におけるワタンダール農民となることで、村内での地位を向上させる唯一の手段であった。さらに、百姓身分のケガレ忌避の強まりにより村を離れざるをえなかった武士身分や賤民身分、そして仏僧や番非人については村に住んでいてさえ、百姓にとって「地縁的・職業的身分共同体」の外の人間であり、非日常の時にのみ関わればよい存在であったから、その存在を日常生活において強く意識する必要はなかった。このようにして、村は百姓だけの世界であるという近世社会の通念が出来上がったのである。そして、これこそが、農業協同組合が地域共同組合的要素を併せ持つ⁷⁸現代の日本農協成立の歴史的背景なのである。このような日本伝統農村においては、非農業部門のうち、手工業などの日常的なサービスはインドより大きな領域を対象に行われていた可能性も大いにある⁷⁹。

3) 近世近代移行期の日本における金融ショックと伝統農村の共済機能

近世以降「地縁的・職業的身分共同体」となった日本の伝統農村がいかにして金融危機に対応し、危機への対応としての農村協同組合運動がいかなる政策的結実をみたのだろうか。インド農村協同組合運動の展開を念頭に置きながら近世近代移行期の日本農村史を簡単に振り返ってみよう。

近代初期の日本農村を襲った最大の金融ショックは疑いもなく松方デフレであろう。1881年に大蔵卿に就任した松方正義は前任者大隈重信の方針を踏襲し、紙幣整理を行い、また日本銀行の設立によって銀本位制を導入

し、激しいデフレーションを招いた⁸⁰。これによって、農産物価格は1881年の半額近くにまで暴落し⁸¹、特に養蚕をはじめとする商品作物生産に携わる農家の家計は大打撃を受けた。これを受けて、「負債農民運動」や「負債弁済騒擾」と呼ばれる農家の反高利貸し運動や政府に対する嘆願運動が起き、暴動に発展するものもあった⁸²。全国的には、秩父事件や群馬事件が有名である。本稿では、暴動発生件数が全国最高と言われている神奈川県⁸³を取り上げ、「負債農民運動」の顛末を確認したい。1875年のデカン農民反乱との対比を念頭に置くなら、日本の農民も、ライヤットワーリー制に悩まされたデカンの農民と同じく、地租改正による地租の金納もデフレ下では大きな負担増であった⁸⁴。

松方デフレの進行中、神奈川では従来の小口金融とは異なる新しい高利貸資本が台頭し、暴利を貪った。高利貸を営む銀行類似会社や個人業者の中で、取り立てが過酷なため際立って怨嗟の的になっていたのが、淘綾郡一色村の露木卯三郎であり、1884年5月15日に8名の債務者によって殺害された⁸⁵。その後、それまで個々の債権者に対して行われていた運動（共伸社社長梅原修平宅への張り紙など）が、債権者全員に対する運動へと変化し、1884年5月27日には大住郡44箇村の債務者300人が神奈川県西部の弘法山に立て籠もるに至った⁸⁶。立て籠もった農民たちは、ムシロと竹槍を手に山を出ては周辺の債権者に負債減額の示談を迫った。

露木事件に怯えていた高利貸業者は、債務者との交渉に臨み、債務者に有利な条件で示談が成立した⁸⁷。その後、1884年7月以降負

債農民運動の中心は神奈川県東部に移り、同年後半には旧武蔵国・相模国の150村にまたがる組織に成長した⁸⁸。有名な困民党である。1885年になると、運動は大詰めを迎え、困民党の総代が神奈川県庁に出頭し、債権者と負債農民の仲裁を県令に依頼した。これに対し、県令が困民党総代辞任と困民党解散を要求し、総代が辞任には応じたが解散には応じなかったため、困民党総代は兇徒聚衆罪^{きょうとくしゅうしゅう}で逮捕され、困民党は事実上解散した⁸⁹。直後に県令が淘綾郡の各戸長に通達した困民党対策に、「各村の負債者総代人ヲ説クコト」とあるのが興味深い⁹⁰。これは、村ごとに負債者の代表がいた、つまり、松方デフレ下の負債農民は村単位で運動を行っていたことを示している。つまり、近代初期の農村金融危機は個々の農家と政府の間の問題ではなく、村と政府の間では、村が解決すべき問題であり、公的な性格を持つと考えられていたのである。また、最下層だけではなく、中層以上の農民も松方デフレによって大きな負債を抱えていたことも、負債農民運動が農民の側で村ぐるみの運動に発展したことに大きく関係しているだろう⁹¹。

負債農民運動はデカン農民反乱と比べても血なまぐさい印象はぬぐえない。だが筆者は、松方デフレという日本史上最大級の農村金融ショックが、西南戦争よりはるかに多くの当事者がいたにもかかわらず、債務者と債権者の間での負債整理に収束し、中世的な債務帳消し政策につながらなかったこと、そして村によって多くの農業経営が高利貸から守られたという側面をあえて高く評価したい。

松方デフレのような大きな金融ショックに

限らず、日本の伝統農村が経営破綻に瀕した農家を支えたエピソードは枚挙にいとまがない。五島敏芳は、近世後期の信濃国佐久郡五郎兵衛新田村（現在の長野県佐久市甲）が、多額の借金をした百姓の分散（＝自己破産手続）が成立するように、村が村外の債権者に対して、債務者が欠落（＝失踪）したかのように装っていたことを明らかにしている⁹²。村が債務者を保護した原因は、債務者の離村により他経営への負担が増すことを村が憂慮したことだと、五島は主張しているが、同時に、村に害を及ぼすとみなされた村人の借金については、積極的に債権者との関わりを断とうとするなど、村が冷淡な態度を見せたことを指摘している。だが、18世紀中期の越後国頸城郡の赤沢村の事例についての舟橋明宏の研究によると、赤沢村は質流れを主張する村外の地主からの小物成金と先納金を返却するなど、村ぐるみで村の土地の村外への質流れを防止しようとしていた⁹³。よって、債権者が村外のものである限り、村内の債務者に対する村の保護機能はかなり強かったようである。村内の債権者についても、村内の債務者に対する債務執行は容易ではなく、債権者は借り換えを承知せざるを得なかったことを、明治初期栃木県芳賀郡生田目村について大栗行昭は述べている⁹⁴。

日本も含めたアジアの農業組合は、成立の過程が欧米に比べると政府主導であるという文脈で低い評価をされがちであるが⁹⁵、もし、日本の村に「地縁的・職業的身分共同体」として筆者が述べてきたような「力量」、特に共済における「力量」がなければ、1900年に成立した産業組合法も受け皿となるべき主体

がなく、ただの空文で終わっただろう。

さらに、初期の産業組合がほとんど信用組合であったことも、松方デフレや農村負債弁済運動と無関係ではないのではないだろうか。齋藤は大多数の農民にとって、初期信用組合の意義は農業生産の追加的な資金を得ることよりも、消費金融にあったと主張している⁹⁶。産業組合法自体は1948年に廃止されたが、その一部は1933年に成立した農村負債整理組合法の20条1項として今も生きている。

しかし、読者はここで、村の村内の債務者に対する保護が（時には法から逸脱するまでに）強いために、借り手の農民側に返済のインセンティブがなく、金融規律の問題が生じているように思うかもしれない。実際に上述の通り、インドにおける低返済率の問題を草野他の研究者も指摘している⁹⁷。だが、村の構成員に対する強い保護は裏を返せば、村の構成員に対する強力な統制であった。日本においては村内農家の相互圧力が、金融規律を保つ条件である。村落を基盤とした産業組合の成功要因を齋藤は自治村落の村人に対する規制力⁹⁸、坂根嘉弘は村人の面接性の高さによって由来する取引費用の小ささ⁹⁹と主張している。

4. おわりに —インドの農村協同組合運動における課題と展望—

本稿では、近世以降のインドと日本の伝統農村について、その共済機能を検討した。結果は、下記の通りである。

インドのデカン地方の農村は「60人の農民と12種類のバルテー職人」の慣用句があらわすように、基本的に穀物生産のための農業集

落であり、日本と同様、村請制に基づいた強い凝集性があった。日本以外のアジア各国に自治村落は存在しないという日本の農村協同組合史研究者の主張とは異なり、インドの伝統農村は自治機能を備えており、村は村人に「文化的で健康的な最低限度の生活」を保証することで納税のための農業労働力を確保していた。また、両国の農村社会はほぼ時を同じくして似たような制度変化を経験した。その象徴が、19世紀における西欧列強の関与及びムガル帝国や江戸幕府といった近世政権の崩壊と新政権による農村近代化政策である。近代化政策の結果、農村社会では個別の農家が税を納めることになり、村請制は崩壊した。納税の反対給付として、村人に「文化的で健康的な最低限度の生活」を保証していた村の共済機能は、インフォーマルな領域に追いやられることになったのである。だが、村は村人の生活保障の最後の砦として、共済機能を失ったわけではなかった。

とはいえ、近世以降のインドと日本の農村の構造には大きな違いがあった。まず、日本では農本主義的価値観の強まりにより、穀物生産をする百姓、職業軍人である武士、斃牛馬の処理や皮革製品生産や下級警察の担い手である賤民、それぞれの職能集団においてケガレの論理に基づいて集住の動きが強まった。それ以外の非農業部門の職業に関しては、寛政期以降、職人身分が村に高で割り当てられたことによって、職人株式が村の管轄下におかれることとなった。その結果、村の許可さえあれば百姓でも本人の技能に関係なく職人株式を取得することが可能となり、職人とそうでないものの区別は実質上できなく

なった。要するに、農業者が生きていくための非農業部門のサービスを提供する職人が自分の本来の生まれは「百姓」＝農民であるとしながらも、「病弱」であるため、一代限りにおいて非農業部門で就業するという説明により巧みに本音と建前を使い分けることで、村を農家で構成される「地縁的・職業身分共同体」として成り立たせてきたのが日本の近世以降の歴史であった。

それに対し、「60人の農民と12人のバルター職人」から構成されるインド農村は、日本と同じく農本主義的価値観によるケガレ忌避を強く持ちながらも、長く続く戦乱とそれによる自衛と自給自足の必要性に迫られ、戦士や賤民をむしろ欠くべからざる構成員として内包していた。よって、村落では高度な社会的分業が行われ、各職業は厳格に区別された。非農業部門以外の職業については、農業集落単位の再生産が不可能であるため、村を超えた郷を領域とする職能集団であるカーストが人的資源を供給した。カーストは、共食と内婚の反復により、排他性と共に人材の再生産機能も強化した。

19世紀後半には綿花バブルの崩壊と松方デフレにより、日印両国におけるマネーサプライは激減し、農産物価格が暴落したため、多くの農地が金貸しの手に入った。そのような状況の中で、日印両国における組合法は、不安定になった農家経済対策として官僚主導でほぼ同時期に成立したが、同時に政策の対象となる農村の方にも、負債整理を目的とした農民運動が見られたのである。デカン農民反乱以降多くの村で結成された負債整理パンチャーヤトは、その好例であろう。日本では

1900年に成立した産業組合法の一部が農村負債整理組合法（1933）に受け継がれた。

とはいえ、日印ともに決して農村協同組合運動は順風満帆ではなかった。20世紀半ばのインドでは、ボンベイ州の約半数の農村に信用組合が存在したにもかかわらず、一割の農家しか加入していなかった¹⁰⁰。信用組合法成立から40年を経ても運動が低調であった原因としては、①信用組合の金利の高さ、②事務コストの大きさ、③貸付金の低返済率、④カーストによる分断が挙げられる¹⁰¹。深沢はさらに、戦後さらに信用組合が普及した段階においても、④カーストによる分断があったとしている¹⁰²。特に、①については、政策が農民の「自助」と「儉約」の気風を養成することを目的としていたために、信用組合の金利が年9.3～12.5%と高かったのに対し、インフォーマル金融の金利が12～18%と必ずしも高くなく、十分な競争力があつたと深沢は言う¹⁰³。

②事務コストについては、最大の障害は農村人口の圧倒的多数が文盲であつたことにあるのではないかと考えられる。20世紀前半のデカンでは、成人男子に限定しても識字率は15%に及ばなかった¹⁰⁴。信用組合の利用には書類作成が必要なのに、それが読めないのでは、農民にとって不便であつたであろう。王立インド農業委員会やボンベイ州金融調査委員会も同じ認識を持っていたが、その他にも原因があつた。つまり、貸付にあたっての審査が厳しい、返済期間が短い、滞納者に罰金が科されるなど、信用組合としてはごく当たり前の貸付条件が、農民にとっては心理的障害であつた¹⁰⁵。こうした農民の要求により

柔軟に対応できたため、インフォーマル金融が魅力的だったのは言うまでもない。

④のカーストによる分断については、カースト別に作るというのが成立当初の信用組合法の規定であった¹⁰⁶。

現在のインドでも、インフォーマル金融は信用組合にとって、未だに手強い競争相手であり、そこは日本と大きな違いである。しかし、日本の初期信用組合も決して順風満帆でなかったことは確かである。日本の初期農協はどのような困難を克服して現代の発展を見たのだろうか。

白井泉の青森県竹館村の産業組合の研究によると¹⁰⁷、指導者相馬貞一の強力なリーダーシップがあったものの、村人を統制する力は弱く、戦前期の産業組合はりんごの流通統制に苦心し続けた¹⁰⁸。産業組合が村人を統制できなかった背景には、竹館村の信用組合が金利の高さのため村人の共済に対する需要に十分に応じることができず、りんご生産農家と前金によるりんご購入契約を結んでいた仲買商人との競合に敗北することも多かったことが挙げられる。一般的に東北の農村は西日本と比べ、村落結合が弱いと言われるが、階層間の格差が大きく、平等性に基づいた村人の相互監視機能が働かなかったことも、産業組合の統制機能が弱かった原因だと考えられる。『佐倉市史』や藤方博之の論文によると¹⁰⁹、旧佐倉藩士の生産組合である同協社は、職業的・身分共同体という条件は満たしており、また士族授産事業の一環として共済的な意味合いも強かったものの、構成員の居住地が時間と共に拡散したため、地縁共同体としての結合が弱く、徐々に生産組合としての性格を

喪失していき、農村協同組合運動として低調に終わった。

日本の初期農村協同組合運動の障害を検討した結果、①の金利の高さについては、竹館村の事例より同様の問題を日本の産業組合が抱えていたことが分かった。③の低返済率については、日本は戦前においては資金回収率が90～95%と高かったと推計されている¹¹⁰。齋藤が再三指摘するように日本では村人の相互監視機能が債務不履行を防いだのではないか。④の職業及び身分による分断については、竹館村の例と同協社の例を総合すると、地縁的共同体及び職業的共同体どちらの要素が欠けても農村協同組合の発展・定着は難しいことが分かった。日本では伝統農村が百姓の「地縁的・職業的身分共同体」となったため、農協＝農業者協同組合＝地域協同組合という図式が成り立っている点は、様々なカーストの地縁共同体であるインドの伝統農村と大きく異なり、農村組合運動の初期条件が違うことを示す。

だが、インドにおいても問題点①②を解決するための条件は整いつつある。金利は政策的に解決可能な問題である上、最近のインド経済については成長が期待できる。また、事務コストについては、農村部においてバラモン以外のカースト、特に農村人口の大部分を占めるクンビー・カーストやマラーター・カーストでも識字率が大幅に上昇しつつあり、劇的な削減が見込める。これまでインドにおいてインフォーマル金融が優位に立っていた大きな要因として、信用組合に比べ手続きの煩わしさがなかったということが挙げられるが、金利がインフォーマル金融より低く、ま

た識字率の上昇により書類作成のコストが大幅に減少すれば、インドの農村住民にとっても信用組合利用のインセンティブが増大するのではないだろうか。インド信用組合利用者の低返済率については、モヒテやアクルージのような他業種との連携が効果的であろう。日本や他のアジア諸国に見られるような総合農協のあり方は、利用者と何重もの利害関係を取り結ぶ上で非常に適しているのと言えるのではないだろうか。

③については、政権の人気取りの手段として債務帳消し政策が実施され、農家がそれに期待する文化があるため、インド政府の姿勢にも問題がある¹¹¹。このような文化は中央政府の財政にとっても各信用組合の財政にとっても、何より農家の金融規律の向上のために望ましくないことであるが、モディ新政権の今後に期待したい。

④については、先行研究で指摘されるように、日本の農村も非農家が居住している。だが、農村地帯における非農家と、そして元農家である離農家は准組合員として共済事業をはじめとする農協のサービスの恩恵にあずかっている。農業者の「地縁的・職業的身分共同体」でありながらも、兼業化により多様な職業を内包することに成功してきた柔軟な日本の伝統農村の歴史的経験が、現在の農協が多様な地域住民にサービスを提供する上で大いに役立っていることは言うまでもない。インドでも、日本のような准組合員制度の導入により、農業以外のカーストの構成員の農協利用がより容易になるのではないかと推測できる。

農村協同組合運動の基盤として「地縁・職

業的(身分)共同体」が必要なのはわかったが、結局のところそれは何なのだろうか。齋藤は協同組合運動には近隣相識及び相互扶助の精神が欠かせないと繰り返して強調する¹¹²。齋藤によると、このような人間関係が成立するのは村落を基盤としているからであるという。塚田は、「身分と身分制にとってより根源的なのは、互いに顔と顔で確認しあえるような関係と場である」¹¹³という。文化人類学者の小田亮は近代国家規模の「[法]や[貨幣]や[メディア]」に媒介された合理的かつ間接的」な社会と、ローカルコミュニティ規模の「身体的な相互性を含む〈顔〉のみえる非合理性を含ん」だ社会を区別し、後者をレヴィ＝ストロースの「真正性の水準」に照らして「真正」な社会と呼ぶ¹¹⁴。「真正性の水準」とはつまり、「3万人の人間は500人と同じやり方では一つの社会を構成することはできない」ということである。「真正」な社会においては、構成員は比較不可能で代替不可能な「誰か」としての複雑性をもって現れると小田は主張する。要するに、齋藤や塚田のいう顔の見える近隣相識のあるコミュニティというものは、レヴィ＝ストロースや小田の「真正な社会」を意味するのではないか。そして、日本やインドの場合は、数百人のコミュニティを指すのではないか。そのようなものとして、自治村落論や日本史では農業集落である村がクローズアップされることが多い¹¹⁵が、筆者は日本とインドの農村社会を比較して、郷レベルでも「真正」な社会が成立していたと考えている。郷では、郷レベルの非農業部門の仲間やカーストの結合、そして郷主や大庄屋が、数十の農業集落の連合体の紐帯

として機能する構造であったのではないだろうか。共済の精神が、「真正」な社会においてよりよく発揮されることは言うまでもない。

前述の通り、インドの信用組合には共済的なサービスも期待されている。だが、インドの農業協同組合運動の恩恵を受けているのは主に上層であった¹¹⁶。事実上の共済事業が拡大しない原因は、再三指摘されているインド農民の金融規律の問題もあるが、インドの農村協同組合の提供する共済的サービスが、利用者にとってあまり魅力的でないことにもあるのではないだろうか。2008年に中央政府が農村在住者を含めた貧困層向けの公的保険制度（RSBY制度）が発足したが、農村は保険事業の発展から取り残されてきたことが指摘されている¹¹⁷。福岡藤乃によると、コミュニティ単位の共済事業も存在するが、それも都市部に限られた話のようである¹¹⁸。また、福岡は「コミュニティを利用する場合にはNGOなど地域を良く知る組織と協力関係を築き、情報の収集と地域での信頼の獲得を図ることが必要となる」¹¹⁹とするが、農村地域におけるコミュニティとの連携や顧客の情報収集では、農協の右に出る組織はない。

現代インド農村は経済成長と共に未曾有の少子化を経験しつつある。男子が得られた家庭は一人っ子で満足するケースも多く¹²⁰、少子高齢化のスピードは、二人っ子規範が根強い日本よりはるかに大きいだろう。よって、インドで伝統家族による老後のケアを行うことが不可能になり、養老保険の需要が劇的に増加することは明らかである。農村人口の多さといい、少子化といい、インドには農協の共済事業にとって魅力的な市場である条件が

揃っている。共済事業をインドで展開する際は、自治村落という経験を共有する日本の例が欧米のそれよりもはるかに有益であることは歴史が証明していると言えるだろう。

注

- 1 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」『部落問題研究』68、1981、40-43頁。
- 2 若林剛志「専門農協論序説」『農林金融』2012年2月号、農林中金総合研究所、2012、16頁。
- 3 高度成長期には専門農協は政府の「選択的拡大」政策によって総合農協より数的に優位に立ち、1983年の時点で4,819組合を数えた。だが、現場を見ると、専門農協の役目が特定作目の販売、加工、生産資材供給に限定されていたため、ほとんどの専門農協の組合員が総合農協にも加入していた。また、専門農協自体も3分の1程度が信用事業や共済事業利用を目的とし、総合農協に加入していたのである。結局、専門農協は1990年代以降の大合併の中で総合農協に吸収されていった。
太田原高昭「国際化時代の農協問題」『農業団体史・農民運動史』農林統計協会2014、89、122-123頁。
- 4 太田原高昭「現段階における農協問題の所在」『農業団体史・農民運動史』農林統計協会2014、188頁。
- 5 太田原高昭「低成長期の農業協同組合」『農業団体史・農民運動史』農林統計協会2014、89、136-137頁。
- 6 同上、137頁。
- 7 同上、89、137-138頁。
- 8 須田敏彦「インドの農村協同組合」『農林金融』1999年6月号、農林中金総合研究所1999、51頁。
- 9 マハーラーシュトラ州の単位信用農協は、糖業組合の他に酪農協や紡績農協と連携している事例がある。
草野拓司「インドの信用農協における高返済率を支える協同組合間連携」『農林水産政策研究』21、2014、82、88頁。
- 10 草野拓司「インドの信用農協における高返済率を支える協同組合間連携」、83頁。
- 11 同上、73、86頁。
- 12 同上、73、86頁。
- 13 マハーラーシュトラ州ではインド準備銀行の勧告を受け、農産物の代金を貸付金返済とリンクする試みが行われたが、1969年時点ではあまり成功しておらず、ムンバイ地区で返済額の1%、アウランガバード地区で返済額の5%、ヴィダルバ地区では返済額の15%にすぎず、例外として組合方式の製糖工場のあるプネー地区では返済額の47%を占めたという。草野の研究対象はプネー県ではなくサラプル県であるが、この試みがどの程度効果を発揮しているかは地域別に注意深く観察すべきだろう。
深沢宏『インド農村社会経済史の研究』東洋経済新報社、1987、331頁。

- 14 齋藤仁「農村協同組合の組織基盤としての村落」『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社1989、54-55頁。
- 15 Minute of Sir C. T. Metcalfe, dated 7th November, 1830, B.P.P. (1832) East India (Revenue), Appendix pp.331-332. (本稿では、小谷汪之『マルクスとアジア』青木書店1979、20-21頁の和訳を引用)
- 16 吉野馨子他「座談会 先人の足跡を今に活かす」『村研ジャーナル』40、日本村落研究学会2014、22頁。
- 17 小谷汪之『マルクスとアジア』青木書店1979、78-82頁。
小谷汪之『共同体と近代』青木書店1982、146頁。
小谷汪之「マハールワリー制」『日本大百科全書』小学館、1989。
- 18 齋藤仁「農村協同組合の確立と主体的運動」『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社1989、117-118頁。
- 19 深沢宏『インド農村社会経済史の研究』東洋経済新報社、1987、91頁。
松尾瑞穂『ジェンダーとリプロダクションの人類学』昭和堂2013、40頁。
- 20 深沢宏『インド農村社会経済史の研究』、90頁。
- 21 同上、92頁。
松尾瑞穂『ジェンダーとリプロダクションの人類学』昭和堂2013、40頁。
- 22 小谷汪之『インドの中世社会』岩波書店1989、74-76頁。
- 23 佐藤常雄・大石慎三郎『貧農史観を見直す』講談社1995、96頁。
- 24 小谷汪之『インドの中世社会』、71-72頁。
- 25 同上、74-75頁。
- 26 深沢宏『インド農村社会経済史の研究』、86頁。
- 27 小谷汪之『インド社会・文化史論』明石書店2010、180頁。
- 28 小谷汪之『インドの中世社会』、153-155頁。
- 29 ペルシア語でミーラース、サンスクリット語でヴリッティもしくはビルトと呼ばれることもある。
小谷汪之「インド中世・近世の社会変動ダイナミズム」『南アジア研究』22、2010、214頁。
- 30 小谷汪之『インドの中世社会』、71-74頁。
- 31 小谷は「地域社会集会」と呼んでいる。日本語に訳せば、「郡中寄合」となるだろう。
小谷汪之『インドの中世社会』、281-282頁。
- 32 同上、15-17頁。
- 33 同上、15、18、389頁。
- 34 深沢宏『インド農村社会経済史の研究』、253頁。
- 35 小谷汪之『インドの中世社会』、49-53頁。
- 36 同上、127-128頁。
- 37 深沢宏『インド社会経済史研究』、249-251頁。
- 38 齋藤は論文「アジア低開発諸国の農協問題」で「インドのカースト制度やアジアのごく一部の辺境社会に見られる部族社会における社会関係などを一応おくとすれば、今日のアジア低開発諸国の農村にひろくみられる階級関係は地主と小作小農関係である」と述べている。
- 同世代である深沢や小谷の数々の著作が出版されたのは齋藤が「アジア低開発諸国の農協問題」を発表した1973年の後であるから、齋藤がインド史に興味を持てなかったのも仕方ないのかもしれない。次世代の自治村落論者である坂根も『日本伝統社会と経済発展』(2011年)で小谷『共同体と近代』(1982年)の大塚原始共同体論批判を引用している。小谷のそこでの主張は植民地時代に初めて村落共同体ができたというものである。しかしその後、小谷は『インドの中世社会』(1989)で植民地以前の西インドの村請制について詳細に分析し、近代以降に共同体が成立したという主張を事実上撤回した(小谷が依然として大塚の原始共同体論を支持していないことに注意)。坂根はジャワ史研究をレビューして『共同体と近代』を批判しているが、『インドの中世社会』については何も触れていない。
- 齋藤仁「アジア低開発諸国の農協問題」『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社1989、109頁(初出は「アジア低開発諸国の農協問題」『アジアの農業協同組合』1973)
- 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会2011、14-15、25頁。
- 39 深沢宏『インド農村経済史の研究』、249-250頁。
- 40 深沢宏『インド社会経済史研究』、339-348頁。
- 41 小谷汪之『インド社会・文化史論』明石書店2010、147頁。
- 42 深沢宏『インド農村経済史の研究』、220-273頁。
- 43 深沢宏「植民地支配下における西部インド農村社会の変容」『インド農村経済史の研究』東洋経済社1987、232-233頁。
- 44 徴税村長と警察村長はもともと同一家系の者であったが、ワタンの分割により別々の職種を担当するようになったと考えられる。こうした例はほかの村でも見られる。徴税村長が外来金貸しと一緒にいたのは、外来金貸しが税を立て替えており、言わば両者が運命共同体の関係にあったからであろう。
小谷汪之『インド社会・文化史論-「伝統」社会から植民地的近代へ-』明石書店2010、116頁。
- 45 例えば、小倉藩にはえたの統括者としてのえた頭がいたが、各郡に小頭がいた。
高垣亜矢「近世西日本における皮革流通と皮商人」『史学雑誌』121、2012、62、65頁。
藤田和敏『近世郷村の研究』吉川弘文館2013、241頁。
- 46 荻田佳寿子「正徳改元と高札制度」『明治大学刑事博物館年報』11、62-63頁。
- 47 深沢宏「中世西部インドにおける農村社会と国家構造」『インド農村経済史の研究』東洋経済社1987、172頁。
- 48 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」、47頁。
- 49 小谷汪之『インドの中世社会』、207-211頁。
- 50 脇野博『日本林業技術史の研究』清文堂2006、26-29頁。
- 51 同上、39-44頁。
- 52 同上、40-41頁。
- 53 横田冬彦「幕藩制前期における職人編成と身分」『日

- 本史研究』235、日本史研究会1985、65-66頁。
- 54 藤田和敏『近世郷村の研究』、193頁。
- 55 森下徹『岡山藩の掛人徴発をめぐる』『日本史研究』324、日本史研究会1989。
- 56 塚田孝『近世身分制の研究』兵庫部落問題研究所1987、35頁。
- 57 同上、18頁。
- 58 同上、83頁。
- 59 同上、21頁。
- 60 同上、93頁。
- 61 町田家文書7624。
- 62 歴史人口学のバイオニアである速水融は、近代人口統計は身分制の否定の上に成立していると指摘している。速水融『歴史人口学研究』藤原書店2009、100-102頁。
- 63 齋藤洋一・大石慎三郎『身分者別社会の真実』講談社1995、100-102頁。
- 64 同上、123頁。
- 65 ただし、非人は除く。非人自体、百姓や町人身分として生まれた者が多く、非人素姓の者や刑罰の結果として非人になったものでなければ、経済状態の向上によって容易に元の身分に戻ることができた。その点は、集団化が進み、身分の世襲を前提としたえたととは全く異なっていた。中近世インドの家庭で政府や家庭で使役されていた奴婢についても非人と同じことが言える。塚田孝『近世日本身分制の研究』、216-217頁。深沢宏『インド社会経済史研究』、181頁。
- 66 山中清孝『近世武州名栗村の構造』名栗村教育委員会、1981、206頁。
- 67 尾脇秀和『近世京都近郊の村と百姓』、10頁。
- 68 同上、161-163頁。
- 69 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』文藝春秋社、2013（初出2003）、436-446頁。
- 70 尾脇秀和『近世京都近郊の村と百姓』、162-163頁。吉岡孝『八王子千人同心』同成社2002、109-110頁。
- 71 尾脇秀和『近世京都近郊の村と百姓』、142頁。
- 72 大工と高持大工の区別は、大工の職人集団への加入が寛永以降か否かによってなされた。藤田和敏『近世郷村の研究』吉川弘文館2013、193頁。
- 73 尾脇秀和『近世京都近郊の村と百姓』思文閣2014、6-7頁。
- 74 横田は、中井家は例外的なケースであるとしている。横田冬彦『幕藩制前期における職人編成と身分』『日本史研究』235、日本史研究会1985、69頁。
- 75 岩城卓二『近世村落と村役労働』『日本史研究』324、日本史研究会1989、92頁。
- 76 戸石七生『近世後期西川地域における生業の分析——武蔵国秩父郡上名栗村古組宗門改帳における農間稼——』『林業経済』66-3、2013年6月、6頁。
- 77 脇野博『日本林業技術史の研究』、39-44頁。
- 78 北出俊昭『農協は協同組合である』筑波書房2014、71-76頁。
- 79 名栗村を訪れた職人については、約75%が武蔵国出身であることが宿帳から判明している。
- 『首都近郊山村確立期における来訪者とその役割』『徳川林政史研究』39、2005、79-98頁。
- 80 石井寛治『日本経済史』東京大学出版会1976、133、139、167頁。
- 81 秦野市史編さん委員会『秦野市史 通史編3』秦野市1992、78頁。
- 82 阿部安成「武相地域と須長漣造と困民党の時代」『フォーラム』18、跡見学園女子大学2000、82頁。
- 83 秦野市史編さん委員会『秦野市史 通史編3』、78頁。
- 84 同上、79頁。
- 85 同上、85-86頁。
- 86 同上、87-92頁。
- 87 同上、96頁。
- 88 同上、104頁。
- 89 同上、104頁。
- 90 同上、104頁。
- 91 同上、100頁。
- 92 五島敏芳「百姓成立と欠落」『歴史学研究』728、1999、17-19頁。
- 93 舟橋明宏「近世の「地主制」と地域社会」『歴史学研究』742、73頁。
- 94 大栗行昭「栃木県における60町歩大地主の成立と貸金業」『歴史と経済』216、11-12頁。
- 95 太田原高昭「低成長期の農業協同組合」、139-140頁。
- 96 齋藤仁「農村協同組合の組織基盤としての村落」、57頁。
- 97 草野拓司「インドの信用農協における高返済率を支える協同組合間連携」、71-72頁。
- 98 齋藤仁「農村協同組合の組織基盤としての村落」、57頁。
- 99 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』、213頁。
- 100 深沢宏『インド農村社会史の研究』、291-292頁。
- 101 同上、293、297、331頁。
- 102 同上、335頁。
- 103 同上、297、301-302頁。
- 104 同上、297、293頁。
- 105 同上、297、296頁。
- 106 同上、285頁。
- 107 白井泉「農家経営と産業組合の信用事業」経営史学48-1、日本経営史学会2013。
- 108 1927年の竹館組合創立20周年の祝典で、相馬貞一は青森県農業試験場の島技師に、「今日迄、組合を率いるに組合精神を以てせず、利益を以てしたことは大なる失敗であった」と述懐したという。白井泉「産業組合による生産・流通過程の統制」『社会経済史学』78-2、2012、25頁。
- 109 藤方博之「旧佐倉藩士族結社の佐倉士族と「家」」『北総地域の水辺と台地』雄山閣、2011。佐倉市史編さん委員会『佐倉市史 卷三』佐倉市、1979、650、673-676頁。
- 110 坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』、213頁。
- 111 草野拓司「インドの信用農協における高返済率を支える協同組合間連携」、86頁。
- 112 齋藤仁「農村協同組合の組織基盤としての村落」、55頁。

- 113 塚田孝「社会集団をめぐって」『歴史学研究』548、1985、63頁。
- 114 小田亮「二重社会論、あるいはシステムを飼い慣らすこと」『日本常民文化紀要』28、2010、13-25頁。
- 115 稲葉継陽「『領国地域社会論』の提起と本書の構成」『日本近世の領国地域社会』吉川弘文館2015、2頁。
- 116 草野拓司「インドの信用農協における高返済率を支える協同組合間連携」、73頁。
- 117 ただし、タミルナード州やケーララ州では、州単位で最貧層も対象にした皆保険制度の整備が始まっている。
宮原辰夫「10億人の健康」『文教大学国際学部紀要』20-2、2010、94、95頁。
福岡藤乃「インドの民間医療保険の動向」『保険学雑誌』615、2011、196頁。
- 118 福岡藤乃「インドの民間医療保険の動向」、199-200頁。
- 119 同上、201-202頁。
- 120 松尾瑞穂『ジェンダーとリプロダクションの人類学』、74頁。

<謝辞>

構想・執筆の過程で下記の先生方から貴重なご助言をいただいた。インドの農協と伝統農村については小川道大先生、草野拓司先生、小谷汪之先生、松尾瑞穂先生、水島司先生、サティヤ・ラクスマン先生、日本の伝統農村については加藤彰彦先生、坂根嘉弘先生、フィリップ・ブラウン先生、松本武祝先生、熊本の地域社会については稲葉継陽先生、今村直樹先生、前近代の地域社会の共済制度については平下義記先生、近世の身分集団については尾脇秀和先生、高垣亜矢先生、藤方博之先生、日本の初期農協については白井泉先生である。この場を借りて改めて御礼申し上げます。